

東秩父村
高 齡 者 福 祉 計 画

第 9 期 介 護 保 險 事 業 計 画

成年後見制度利用促進基本計画

令和 6 年 3 月

東秩父村

東秩父村高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画策定にあたって



東秩父村長 足立 理 助

村では、高齢者の皆様が自立し安心して暮らせる村づくりを推進するため、高齢者福祉の総合計画として「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」を策定し、事業を実施してまいりました。

計画策定にあたって、介護保険事業計画の内容を3年ごとに見直すこととされているため、今後3年間の事業量を推計し、その事業量に基づいた介護保険料の基準額を定めるとともに高齢者福祉分野等における各施策について調整を図り見直しを行ったものです。

高齢化による介護需要の増加、人口減少による担い手不足、地域のあり方等、高齢者を取り巻く環境は大きく変化すると予測され、その変化に対応すべく介護保険制度も年々変化を遂げている状況の中、これまで以上に介護保険制度を行政、村民、地域、各関係機関等と協働して、地域共生社会の実現のため、高齢者が住み慣れた地域で生きがいをもち安心して生活ができるよう、介護・予防・医療・生活支援・住まいのサービスが一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築を更に進めてまいります。

本計画におきましても、第6次東秩父村総合振興計画の東秩父村の10年後のありたい姿に掲げる「支え合いと思いやりにつながる村」、福祉・子育ての方向性として「地域で支え合い元気に暮らせる村」を基本理念とし、「健康寿命の延伸」を基本目標に掲げ、村民がいつまでも健康で安心して暮らせる地域づくりを進めてまいります。また、近年の高齢化により、「成年後見制度」の利用者数の増加が見込まれることから「東秩父村成年後見制度利用促進基本計画」を策定し実施してまいります。

計画の策定にあたり様々な立場からご意見をいただきました介護保険運営協議会委員の方々にお礼を申し上げるとともに、計画に基づく事業実施につきましては、村民並びに事業者の皆様のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

令和6年3月

目 次

第1章 計画の策定にあたって.....	1
1 計画策定の考え方.....	1
(1) 計画策定の趣旨.....	1
(2) 計画の性格と位置づけ.....	1
(3) 計画の期間.....	2
(4) 計画の策定体制.....	2
(5) 計画の推進体制.....	3
2 高齢者等の状況.....	4
(1) 人口・高齢化率の推移・推計.....	4
(2) 健康寿命.....	5
(3) 高齢者世帯等の状況.....	5
3 住民等意向の概要.....	6
(1) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果の概要.....	6
(2) 在宅介護実態調査結果の概要.....	7
(3) 事業所調査結果の概要.....	8
(4) サービス提供事業者・団体等ヒアリング結果の概要.....	9
第2章 高齢者等への支援の取組状況.....	12
1 地域包括ケア体制.....	12
2 関係団体の活動.....	13
3 高齢者支援等事業.....	14
(1) 福祉事業.....	14
(2) 介護保険事業.....	15
(3) 地域支援事業等.....	16
(4) 健康づくり事業.....	19
(5) その他関連事業.....	19
第3章 高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画.....	20
1 基本的な考え方.....	20
(1) 基本理念.....	20
(2) 基本目標.....	20
(3) 基本方針.....	20
2 福祉事業の推進.....	24
(1) 日常生活への支援.....	24

(2) 施設福祉サービス.....	24
3 介護保険事業の推進.....	26
(1) 要介護（要支援）認定者数等の推計.....	26
(2) 介護保険サービスの概要.....	27
(3) 介護給付・予防給付の見込み量.....	30
(4) 地域密着型サービス・地域密着型介護予防サービス.....	34
(5) 介護保険施設サービス.....	34
(6) 標準給付費等の見込み.....	35
(7) 第1号被保険者保険料の算定.....	36
(8) 令和22年度の標準給付費等の見込み及び第1号被保険者保険料.....	37
4 地域支援事業等の推進.....	38
(1) 介護予防・日常生活支援総合事業.....	38
(2) 包括的支援事業.....	40
(3) 任意事業.....	41
(4) 介護予防支援.....	41
5 関連事業の推進.....	42
(1) 福祉意識の高揚.....	42
(2) 健康づくり事業の推進.....	42
(3) 生活環境の向上.....	42
第4章 東秩父村成年後見制度利用促進基本計画.....	44
1 権利擁護への取組状況.....	44
2 取組内容.....	47
(1) 成年後見制度等の周知と利用支援.....	47
(2) 成年後見制度の実施体制の構築.....	47
資 料.....	48
1 東秩父村介護保険運営協議会条例.....	48
2 計画策定経過.....	51

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の考え方

(1) 計画策定の趣旨

東秩父村では、「東秩父村高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画」（計画期間：令和3年度～令和5年度）に基づき、福祉サービス、介護保険サービス、地域包括支援センターを中心とした介護予防事業、住民によるボランティア活動、NPO法人による移送事業などにより、高齢者や介護者の支援に取り組んできました。

国では、第9期計画の策定にあたり、中長期的な人口動態や介護ニーズの見込みなど地域の実情に応じたサービス基盤の整備、地域住民や多様な主体による地域共生社会の実現、介護人材の確保などを進めることとしています。

東秩父村においても、これらの考え方を基本に、地域共生社会の実現に向け、これまでの取組をさらに進めるため「東秩父村高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画」（計画期間：令和6年度～令和8年度）を策定するとともに、権利行使の支援を進めるため東秩父村成年後見制度利用促進基本計画を合わせて策定するものです。

(2) 計画の性格と位置づけ

「高齢者福祉計画」は老人福祉法第20条の8の規定に基づく計画です。すべての高齢者を対象とした高齢者福祉事業の総合的な計画として、地域性を踏まえながら策定するものです。

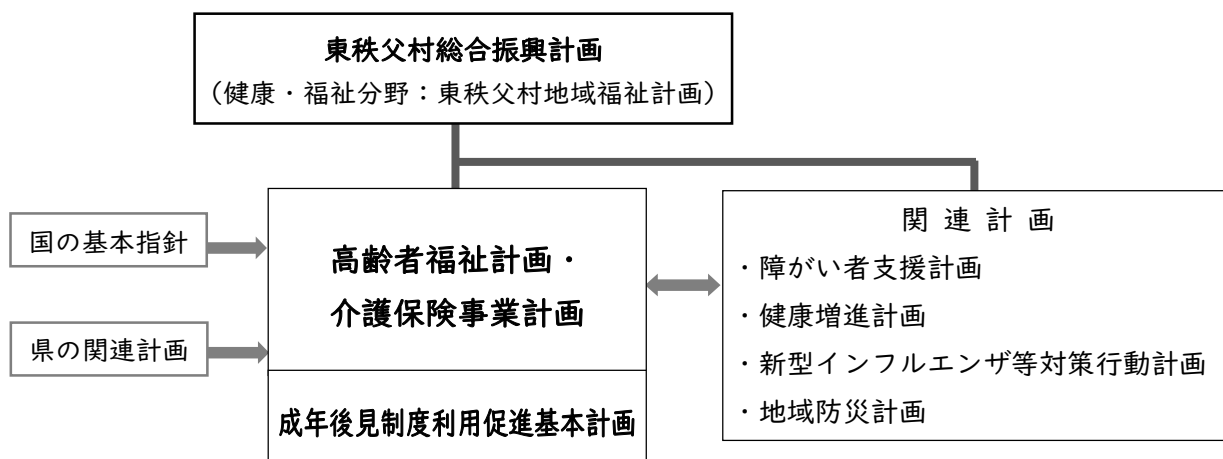
「介護保険事業計画」は介護保険法第117条の規定に基づく計画です。介護保険被保険者が心身の状況に応じて自らの選択により各種サービスを受けることができるよう、今後3年間の必要なサービス量と費用を見込み、それに対応したサービス基盤の整備計画です。

また、高齢者福祉計画と介護保険事業計画を、高齢者の生活を支える計画として一体的に策定し、第6次東秩父村総合振興計画及び東秩父村地域福祉計画として位置づけている第6次東秩父村総合振興計画の「健康・福祉分野」を上位計画として、調和を図りながら策定します。

さらに、第9期計画は、2040年（令和22年）頃のサービス・給付・保険料の水準などを踏まえ、中長期的な取組を視野に入れた計画となります。

「成年後見制度利用促進基本計画」は、成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条に基づく計画です。

◆計画の位置付け



(3) 計画の期間

この計画は、第14期計画期間中（令和21年度から令和23年度）の2040年（令和22年度）頃までを見通した中で、令和6年度から令和8年度までの3か年とします。

計画の期間

年 度	令和6年度 2024	令和7年度 2025	令和8年度 2026	令和9年度 2027	令和10年度 2028	令和11年度 2029	令和22年度 2040
計 画 期 間	第9期計画			見直し	第10期計画		見直し
	<2040年（令和22年）までの見通し>						第14期計画

(4) 計画の策定体制

①東秩父村介護保険運営協議会

知識経験者、保健・医療・福祉・介護関係者、被保険者代表、費用負担関係者、行政関係者などからなる「東秩父村介護保険運営協議会」において審議を行いました。

②東秩父村地域ケア担当者会議

住民福祉課、保健衛生課、地域包括支援センター、保健センター、東秩父村社会福祉協議会など、高齢者の福祉・保健関係担当職員により、計画の進捗状況や内容の検討を行いました。

③住民意向等の把握

ア 各種調査の実施

高齢者や介護者等の意向を把握するため、65歳以上の方（要介護1～5の認定を受けている方を除く）を対象とする介護予防・日常生活圏域ニーズ調査、在宅の要支援・要介護認定者を対象とする在宅介護実態調査を実施しました。

また、村内の介護保険サービス提供事業所に調査を実施しました。

イ パブリックコメントの実施

計画案について、広く住民の意見を聴取するため、令和6年1月にパブリックコメントを実施しました。

（5）計画の推進体制

①計画の進行管理と事業の評価

基本目標の達成状況、各事業の実施状況などについて、保険者機能強化推進交付金等の評価指標を活用し、東秩父村介護保険運営協議会において、PDCA（P：PLAN（計画）、D：DO（実行）、C：CHECK（評価）、A：ACTION（改善））サイクルにより毎年度検討・評価し、必要に応じて事業の見直しを図るとともに、住民への公表を行います。

②関係各課等との連携

各事業の実施、評価、見直しにあたっては、全庁的に対応すべき課題を共有するため、保健衛生課、住民福祉課を中心に、関係各課との連携により効果的な推進を図ります。

2 高齢者等の状況

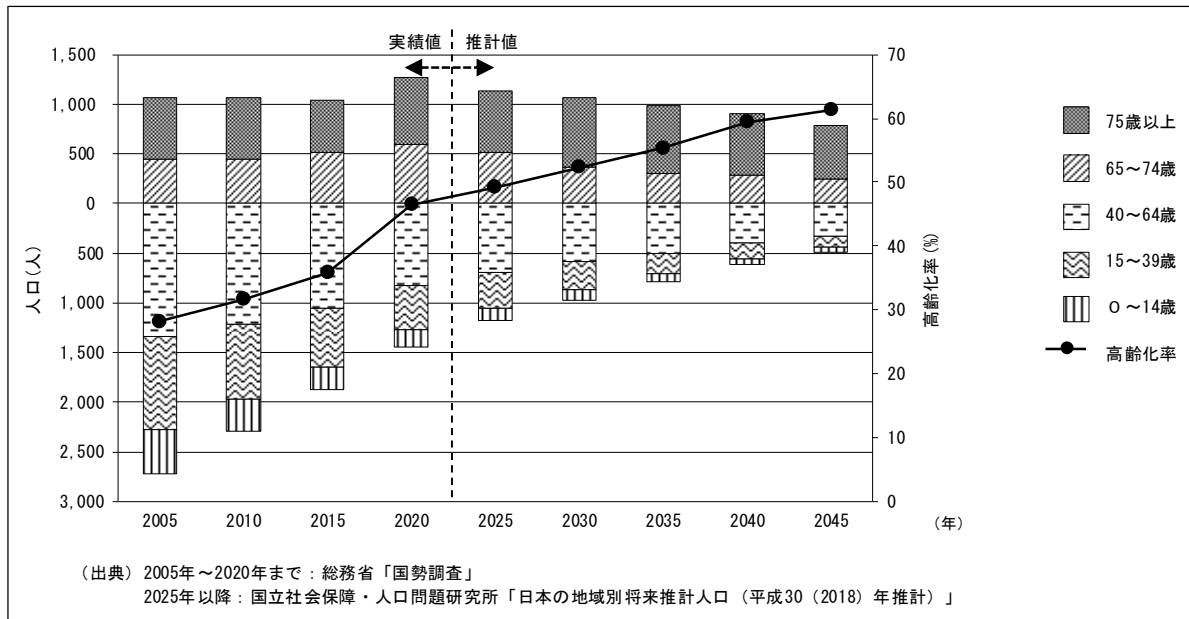
(1) 人口・高齢化率の推移・推計

国勢調査では、本村の総人口は平成17年（2005年）以降も減少傾向にあり、65歳以上人口も令和2年（2020年）以降は減少することが見込まれます。

高齢化率は、令和2年（2020年）で46.5%でしたが、今後は総人口の減少により、令和22年（2040年）には59.4%となる見込みです。

75歳以上の後期高齢者数は、今後増加し、令和12年（2030年）をピークとし697人と見込まれます。

人口・高齢化率の推移・推計（各年10月1日現在）



人口・高齢化率の推移・推計（各年10月1日現在）

年	H17	H22	H27	R 2	R 7	R 12	R 17	R 22	R 27	
	2005	2010	2015	2020	2025	2030	2035	2040	2045	
総人口 (人)	3,795	3,348	2,915	2,709	2,311	2,035	1,776	1,524	1,279	
0～14歳 (人)	443	324	227	173	123	99	80	65	51	
15～39歳 (人)	945	745	588	446	364	287	212	158	120	
40～64歳 (人)	1,336	1,218	1,055	829	688	585	500	396	324	
65～74歳 (人)	454	454	513	591	519	367	300	292	247	
75歳以上 (人)	617	607	531	670	617	697	684	613	537	
高齢者人口 (人)	1,071	1,061	1,044	1,261	1,136	1,064	984	905	784	
高齢化率	東秩父村 (%)	28.2	31.7	35.8	46.5	49.2	52.3	55.4	59.4	61.3
	埼玉県 (%)	16.4	20.4	24.6	27.0	28.2	29.4	31.3	34.2	35.8
	全国 (%)	20.1	22.8	26.3	28.6	30.0	31.2	32.8	35.3	36.8

出典：2005年～2020年まで：総務省「国勢調査」

2020年以降：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）」

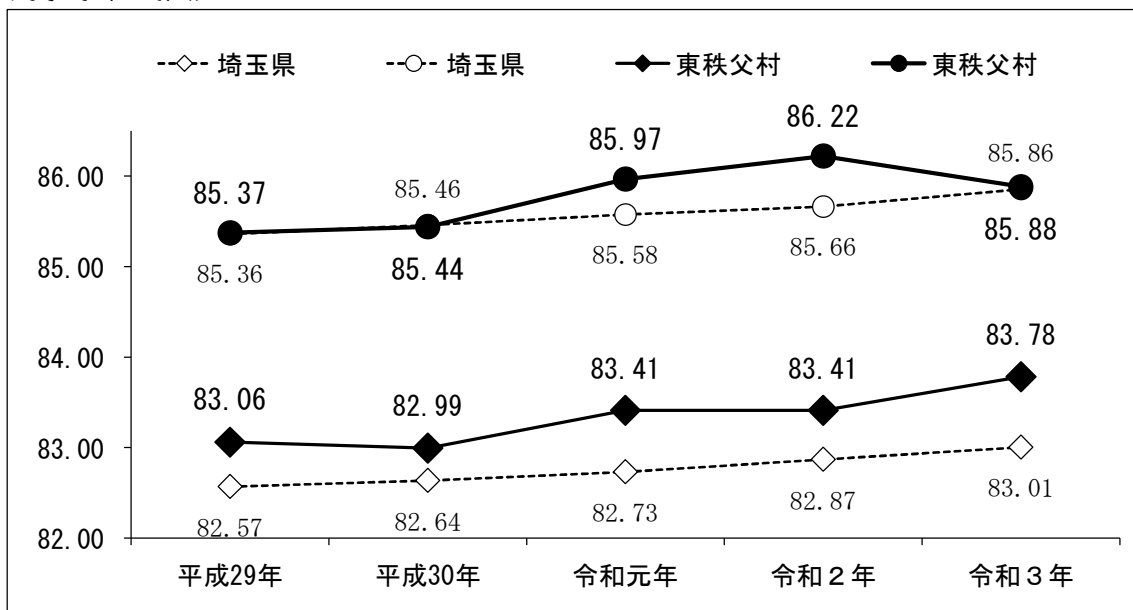
(2) 健康寿命

埼玉県では、65歳に達した人が「要介護2以上」の認定を受けるまでの平均的な年数を健康寿命期間として算出しています。

平成30年の健康寿命（健康寿命期間に65歳を加算した値）は、男性が82.99、女性が85.44であり、平成26年よりも男性は0.78ポイント、女性は1.41ポイントいずれも上昇しています。

また、男性は埼玉県の値をやや上回っていますが、女性は令和元年、令和2年で埼玉県の値を上回ったものの令和3年では同様になっています。

健康寿命の推移



注) グラフの数値は、健康寿命期間に65歳を加算した値
健康寿命期間は65歳から要介護2以上の認定を受けるまでの平均期間
資料：埼玉県

(3) 高齢者世帯等の状況

民生委員・児童委員による調査では、令和5年6月1日現在、高齢者単身世帯が205世帯、高齢者のみの世帯が187世帯となっています。

また、災害時の避難に支援を必要とされる避難行動要支援者は、同日現在、104人となっています。

高齢者世帯等の状況 (各年6月1日現在)

区分	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
単身高齢者世帯 (世帯)	191	194	191	197	205
高齢者のみの世帯 (世帯)	152	166	170	178	187
避難行動要支援者数 (人)	134	129	125	109	104

資料：民生委員・児童委員調査

3 住民等意向の概要

東秩父村高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画策定の資料とするため、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査、在宅介護実態調査、事業所調査を実施しました。

(1) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果の概要

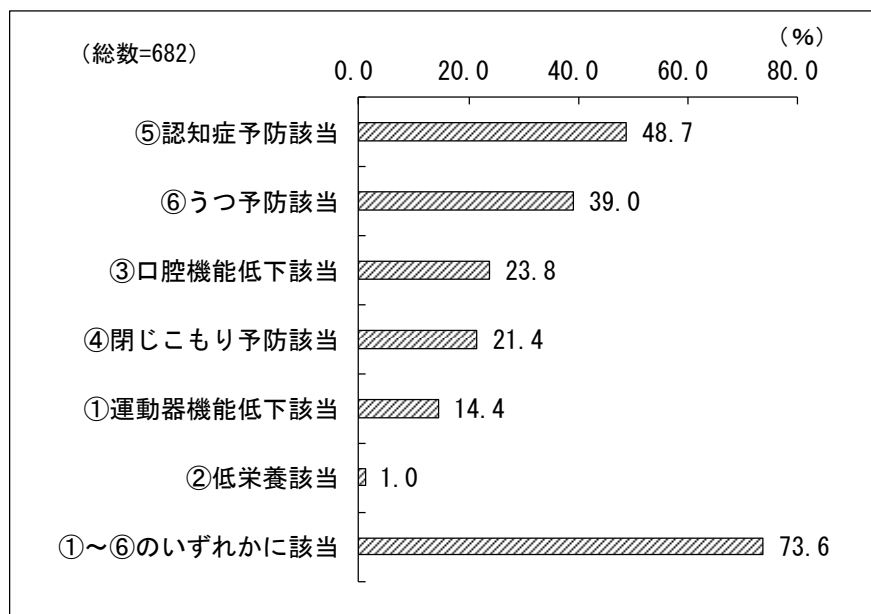
①介護予防事業の該当状況

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査による介護予防事業の該当状況は、認知症予防該当は48.7%、うつ予防該当は39.0%、口腔機能低下該当は23.8%、閉じこもり予防の該当は21.4%、運動器機能低下該当は14.4%、低栄養該当は1.0%です。

また、いずれかに該当している割合は73.6%となっています。

なお、運動器機能低下該当、口腔機能低下該当、閉じこもり予防該当は、75歳以上の後期高齢者で該当割合が高くなっています。

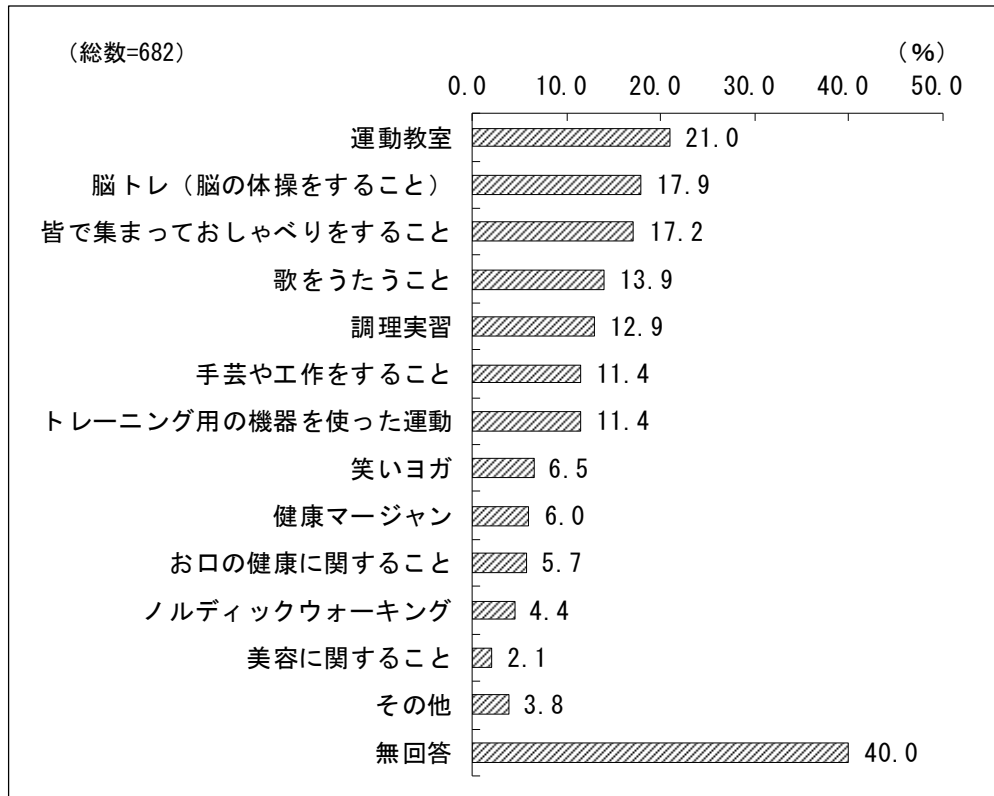
項目別介護予防事業の該当状況



②参加したい介護予防事業

参加したい介護予防事業は、「運動教室」が21.0%であり、「脳トレ（脳の体操をすること）」が17.9%、「皆で集まっておしゃべりをする事」が17.2%となっています。

参加したい介護予防事業（複数回答）

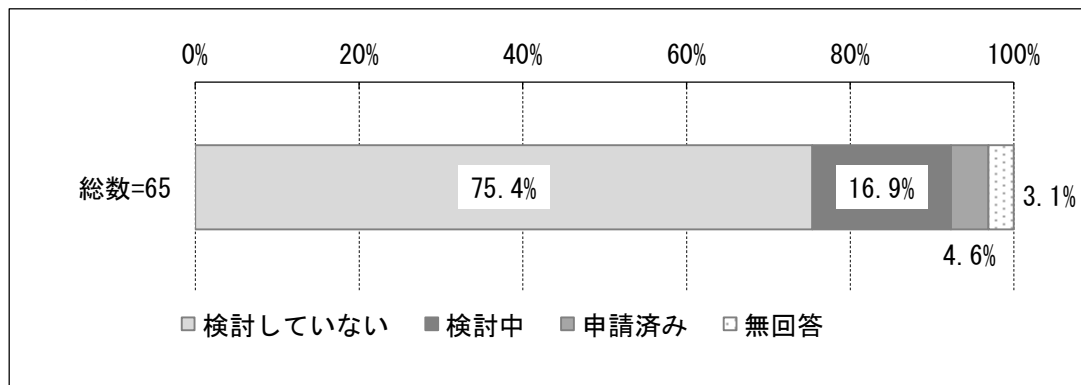


(2) 在宅介護実態調査結果の概要

①施設介護サービスの検討状況

施設介護サービスの利用について、「検討していない」が75.4%ですが、「検討中」が16.9%（11人）、「申請済み」が4.6%（3人）となっています。

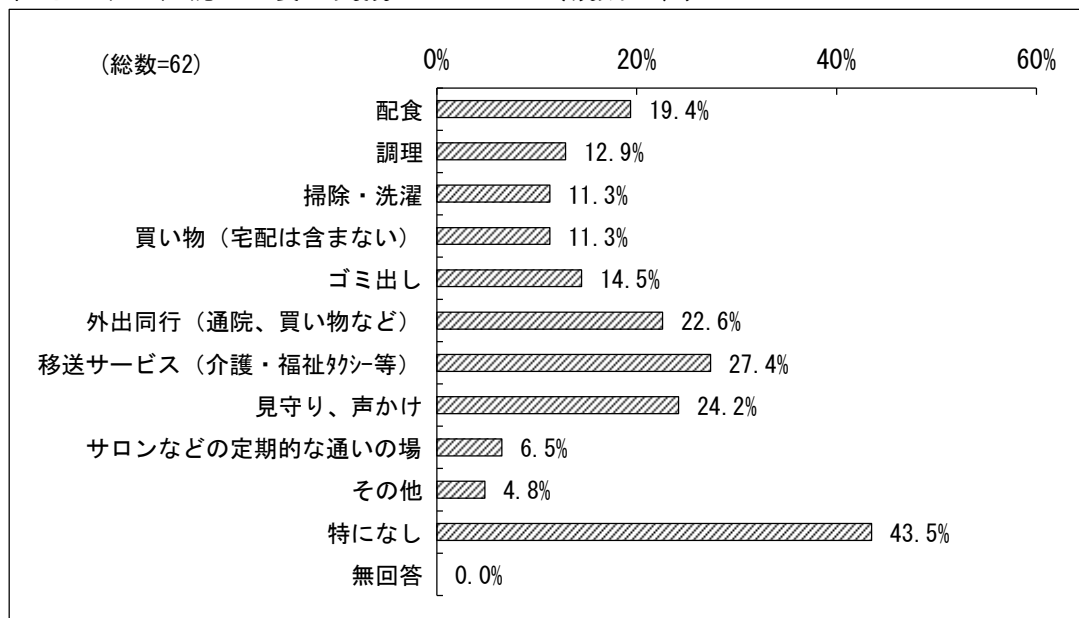
施設介護サービスの検討状況



②在宅生活の継続に必要な支援・サービス

在宅生活の継続に必要な支援・サービスは、「移送サービス（介護・福祉タクシー等）」が27.4%、「見守り、声かけ」が24.2%、「外出同行（通院、買い物など）」が22.6%、「配食」が19.4%となっています。

在宅生活の継続に必要な支援・サービス（複数回答）



③介護のための離職・就労継続の困難さ

介護のための離職は、「主な介護者が仕事を辞めた（転職除く）」が40人中4人（10.0%）、「主な介護者以外の家族・親族が仕事を辞めた（転職除く）」が40人中1人（2.5%）となっています。

また、主な介護者の就労継続の可否については、「続けていくのは、やや難しい」と「続けていくのは、かなり難しい」がともに18人中1人（5.6%）となっています。

（3）事業所調査結果の概要

①在宅生活改善調査

ケアマネジャーが把握している自宅等で生活の維持が困難になっている方は8人であり、このうち施設介護サービスの利用が適切と考えられる方が4人、より適切な在宅サービス若しくは居住系サービスの利用が望ましい方が4人となっています。

②介護人材実態調査

介護福祉士の有資格割合は、訪問系サービスでは55.6%、施設・居住系サービス

では47.9%、通所系サービスでは43.8%です。

正規職員の割合は、施設・居住系サービスでは60.5%、通所系サービスでは43.8%、訪問系サービスでは22.2%です。

1週間あたりの勤務時間は、正規職員では施設・居住系、通所系、訪問系サービスのいずれも40時間前後、非正規職員では施設・居住系、通所系サービスが30時間程度、訪問系サービスが17時間程度です。

③居所変更調査

過去1年間に施設等から退所した方のうち、医療機関に移動したのは、特別養護老人ホームは25人中25人（100.0%）、介護老人保健施設は52人中14人（26.9%）です。

居所変更の理由は、医療的ケア・医療処置の必要性の高まり、状態等の改善、費用負担が重くなったことがあげられています。

(4) サービス提供事業者・団体等ヒアリング結果の概要

村内の介護保険サービス提供事業所及び団体等へのヒアリングでは、次のような意見がありました。

サービス提供事業者・団体等ヒアリング結果の概要

区 分	内 容
J A 埼玉中央ホームヘルプなごみの森（訪問介護）	<ul style="list-style-type: none"> ○登録ヘルパーが減少し、身体介護ができるヘルパーに限られ、夕方の対応が難しい ○男性ヘルパーの登録が無く、男性利用者の対応に苦慮するケースもある ○デイサービスの「送り出し」「お迎え」が対応できないケースがある ○ヘルパー研修会等の開催により、登録ヘルパーの増員を検討したい
みどりの杜（老人保健施設）	<ul style="list-style-type: none"> ○提供サービスの拡大・縮小の予定はない ○地域包括支援センターによる「わしのカフェ」に協力している ○職員にも、外国人の方の就労に理解があり、協力している ○夜間に対応するサービスがない ○降雪時の除雪をお願いしたい
つきがわ（特別養護老人ホーム）	<ul style="list-style-type: none"> ○第9期計画期間内での提供サービスの拡大・縮小の予定はない ○利用の待機者はいない ○施設が立地している地区と防災面で協力していきたい ○技能実習生用の住宅を、施設の周辺地域で確保したい ○施設内で集いを月1回実施し、利用者家族や近隣の方の相談対応を実施 ○オタマトーンの演奏は喜ばれるのではないか

区 分	内 容
東秩父村社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ○加入率は令和5年現在、80.38% ○近年は、介護相談があってもすでに重症化しており、サービス利用が長く続かないことがほとんどであるため、重症化する前に介護の基本的な知識を学ぶ場が必要 ○総合事業「通所型」の実施体制について検討中 ○シルバー人材センターの登録会員数は33人（男性23人、女性10人）、実働会員数は32人 ○在宅生活の継続を支援するため、限られた地域資源で対応していくことが必要 ○法人後見の実施体制の確保が必要 ○災害時の備蓄体制や役割分担について協議が必要 ○児童生徒がボランティアに参加できる機会をつくる必要がある ○地域ケア会議以外にも、福祉政策についての定期的な協議の場が必要 ○老人クラブ数が、7団体から4団体に減少している ○男性の集いの場づくりとして、ウエイトトレーニングができる場をつくってはどうか ○寄居町の福祉施設が立地している地区では、地域住民との連携組織がある
NPO法人 ふれあいやまびこ会	<ul style="list-style-type: none"> ○移送サービス（交通空白地有償運送、福祉有償運送）を実施 ○福祉車両4台、普通自動車2台、運転手7名、事務員1名 ○平日の午前8時30分から午後5時に提供 ○通院や買い物、サロン、知人宅、小川町駅への送迎が中心 ○65歳以下は和紙の里から自宅までの送迎 ○土日の実施や時間の延長には、運転手や協力会員の増加が必要 ○「やまびこおかえり便」の改良が必要 ○新型コロナウイルス感染症の影響により、利用は少なくなった
介護予防サポーター	<ul style="list-style-type: none"> ◆運動教室の開催 ○参加することにより自身の運動の機会にもなっている ○足腰が丈夫になり、体が軽くなった ○会話や歌などが楽しい ○理学療法士の参加があると良い ----- ◆活動の励み ○少ない人数でも参加者がいると励みになる ○地域の方が楽しみにしてくれている ○見守りを兼ねて地域の方と交流ができること ○バンド、ファイル、飲み物などを入れる「トートバッグ」があるといい

区 分	内 容
	<p>◆教室参加者の拡大策</p> <ul style="list-style-type: none"> ○参加者にもポイントがつけば、参加回数が増えるのではないか ○体操教室の参加者にも、Tシャツ以外で配布できるものはないか ○次の世代の人達が、どのようにすれば参加できるようになるか <hr/> <p>◆活動上の困りごと</p> <ul style="list-style-type: none"> ○参加人数が、年々減少している ○車に乗れなくなった人が、歩いて来るのが心配 <hr/> <p>◆東秩父村介護支援ボランティア・ポイント制度</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ポイント制度は、活動のはりあいになっている ○活動頻度が高いと、ポイントの上限をすぐを超えるため、ポイントの上限と交換ポイントを引き上げてはどうか ○ごみ袋は、「大」「小」でお願いしたい ○JA商品券があれば直売所で利用できる ○指定ごみ袋は、「燃えるごみ専用袋(中)」と「プラスチック類専用袋」を混ぜてほしい ○洗剤セット、米類は良い <hr/> <p>◆地域で気になること</p> <ul style="list-style-type: none"> ○一人暮らしの方が多くなっていること ○やまなみが移転した後の活動場所

第2章 高齢者等への支援の取組状況

1 地域包括ケア体制

東秩父村における地域包括ケアシステム（医療、介護、予防、住まい、生活支援）の現状及び関係団体の活動状況は、次のようになっています。

区分	現状取組	
医療	<ul style="list-style-type: none"> ○近隣の医師会や保健所などとの連携による医療不便地区対策や救急医療体制の整備 ○在宅医療・介護連携 <ul style="list-style-type: none"> ・人生会議（ACP：アドバンス・ケア・プランニング）※の普及 ○利用されている訪問看護サービス提供事業所 <ul style="list-style-type: none"> ・小川赤十字病院訪問看護ステーション ほか ○利用されている訪問診療実施機関 <ul style="list-style-type: none"> ・医療法人娛生会みやざきクリニック（令和5年1月より開始） ほか 	
介護	○老人保健施設みどりの杜（介護老人保健施設）	<ul style="list-style-type: none"> ・介護老人保健施設 100床 ・通所リハビリテーション 30人 ・短期入所療養介護 ・居宅介護支援事業所 ・訪問リハビリテーション
	○特別養護老人ホームつきがわ（介護老人福祉施設）	<ul style="list-style-type: none"> ・介護老人福祉施設 100床 ・短期入所生活介護 10床
	○JA埼玉中央ホームヘルプなごみの森 ほか	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問介護
	○東秩父村社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・居宅介護支援 ・総合事業訪問型A（緩和型）
介護予防	○地域包括支援センター	<ul style="list-style-type: none"> ・わしのさと健康体操（各地区） ・ころばんクラブ ・いきいきサロンNext ・わしのカフェ（みどりの杜との連携） ・介護予防サポーター（養成講座）
	○保健衛生課	<ul style="list-style-type: none"> ・東秩父村介護支援ボランティア・ポイント制度
	○保健センター	<ul style="list-style-type: none"> ・心身軽やか運動教室
	○住民ボランティア	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防サポーター
住まい	<ul style="list-style-type: none"> ○ほとんどが持ち家 ○村営住宅 5団地 45戸 	<ul style="list-style-type: none"> ○県営住宅 3棟 18戸
生活支援	○東秩父村社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・単身高齢者デイサービス事業
	○NPO法人ふれあいやまびこ会	<ul style="list-style-type: none"> ・移送サービス（福祉有償運送、公共交通空白地有償運送）
	○JA埼玉中央ホームヘルプなごみの森 ほか	<ul style="list-style-type: none"> ・障害児（者）生活サポート事業
	○住民ボランティア	<ul style="list-style-type: none"> ・東秩父お守り隊

2 関係団体の活動

村内の高齢者福祉に係る団体及びボランティアの活動状況は、次のようになっています。

団体名	活動状況
民生委員・児童委員協議会	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者、障がい者、児童の福祉や男女共同参画などの研修の実施 ○高齢者世帯等への訪問活動 ○避難行動要支援者の把握 ○住宅用火災警報器などのサービス利用に関する調査
老人クラブ連合会	<ul style="list-style-type: none"> ○「健康・友愛・奉仕」の三大運動への取組 ○地域社会の担い手として会員の募集 ○クラブ活動の充実 ○村、広域、県等の事業に参加・協力 ○高齢者への交通安全教育 ○環境美化等のボランティア活動 ○ゲートボール・グラウンドゴルフ等のスポーツ活動 ○健康と生きがいづくり活動
東秩父村社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ○老人クラブ活動の支援（総会、研修旅行、ゲートボール大会、グラウンドゴルフ大会、役員研修） ○単身高齢者デイサービス事業 ○総合事業 訪問型A（緩和型）※令和5年度から実施 ○福祉サービス利用援助事業 ○福祉資金の貸付 ○ボランティア保険の取次 ○シルバー人材センター ○居宅介護支援事業所 ○心配ごと相談所の設置 ○敬老事業（敬老会） ○高齢者の権利擁護
NPO法人ふれあいやまびこ会	<ul style="list-style-type: none"> ○移送サービス事業（福祉有償運送、公共交通空白地有償運送）
東秩父お守り隊 （住民ボランティア）	<ul style="list-style-type: none"> ○介護予防事業、保健センター事業、子育て支援センター事業への参加・協力 ○定例会を2か月に1回開催
介護予防サポーター （住民ボランティア）	<ul style="list-style-type: none"> ○各地区の集会所等で住民主体により行っている介護予防事業「わしのさと健康体操」の担い手として活動

3 高齢者支援等事業

(1) 福祉事業

①日常生活への支援

高齢者の在宅生活や介護家族等を支援するため、ねたきり老人等手当支給事業、介護手当支給事業、緊急通報システム事業、ふとん乾燥機貸し出し事業、配食サービス事業、紙おむつ支給事業を行っています。

日常生活支援サービスの実施状況

事業名	単位	実績	
		令和3年度	令和4年度
ア ねたきり老人等手当支給事業 ○65歳以上で在宅のねたきり、重度の認知症等の方 ○月額5,000円	実人数	8人	5人
イ ねたきり老人等介護手当支給事業 ○ねたきり老人等手当を受けている方を介護している方 ○月額2,000円	実人数	8人	5人
ウ 緊急通報システム事業 ○65歳以上のひとり暮らしの方及び高齢者のみ世帯	実世帯数	53世帯	50世帯
エ ふとん乾燥機貸し出し事業 ○65歳以上で寝具を乾燥することが困難なねたきり等の方	延件数	1件	0件
オ 配食サービス事業 ○65歳以上のひとり暮らし及び高齢者世帯で支援が必要な状態にある方など ○週2回（火・金）1日1食 ※令和5年度より、月曜日から金曜日の提供に変更 ○自己負担1食250円	延食数	2,381食	2,584食
カ 紙おむつ支給事業 ○要介護（要支援）認定を受けている在宅の方または主治医が家族介護用品の使用を必要と認めた第1号被保険者（65歳以上） ○月額2,500円を上限に支給	実人数	39人	35人

②施設福祉サービス

養護老人ホームは、概ね65歳以上で環境上の理由及び経済的理由により、在宅において養護を受けることが困難な高齢者を入所させ養護する施設です。

施設福祉サービスの利用状況

事業名	単位	実績	
		平成3年度	令和4年度
養護老人ホーム	利用者数	1人	1人

(2) 介護保険事業

①計画値と実績値の比較

認定者数（9月末の第1号・第2号被保険者の合計）は、令和3年度が190人、令和4年度が181人であり、ともに計画値を下回っています。

認定率は、令和3年度が16.2%、令和4年度が15.5%であり、ともに計画値を下回っています。

総給付費は、令和3年度は約3億8,600万円、令和4年度は約3億6,600万円であり、ともに計画値を下回っており、特に令和4年度では、居住系サービスで57.5%にとどまっています。

第1号被保険者1人あたり給付費は、令和3年度が32万8千円、令和4年度が31万4千円であり、ともに計画値を下回っています。

計画値と実績値の比較

区分	令和3年度			令和4年度		
	計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比
第1号被保険者数 (人)	1,137	1,176	103.4%	1,135	1,164	102.6%
第1号要介護認定者数 (人)	203	190	93.6%	203	181	89.2%
要介護認定率 (%)	17.9	16.2	90.5%	17.9	15.5	86.9%
総給付費 (千円)	407,482	386,030	94.7%	415,817	366,475	88.1%
施設サービス (千円)	248,931	232,981	93.6%	249,069	237,366	95.3%
居住系サービス (千円)	47,445	35,621	75.1%	47,471	27,288	57.5%
在宅サービス (千円)	111,106	117,427	105.7%	119,277	101,820	85.4%
第1号被保険者1人あたり給付費 (千円)	358	328	91.6%	366	314	85.9%

出展：地域包括ケア「見える化」システム

実績値：「第1号被保険者数」「要介護認定者数」「要介護認定率」は厚生労働省「介護保険事業状況報告」9月月報、「総給付費」は「介護保険事業状況報告」月報

計画値：介護保険事業計画値

第1号被保険者1人あたり給付費：「総給付費」を「第1号被保険者数」で除して算出

②要介護度別認定者数

認定者数は、令和3年度は194人、令和4年度は193人、令和5年度（6月末時点）は196人となっています。

要介護度別では、要介護1から要介護3が30人台から40人台と多くなっています。認定率は、令和3年度以降16%台であり、近年は国、県の値を下回っています。

要介護度別認定者数・認定率

区 分	令和3年度		令和4年度		令和5年度6月末時点	
		うち第2号 被保険者		うち第2号 被保険者		うち第2号 被保険者
認定者数 (人)	194	4	193	3	196	3
要支援1 (人)	21	0	21	0	20	0
要支援2 (人)	16	0	13	0	11	0
要介護1 (人)	38	2	35	2	34	2
要介護2 (人)	35	0	37	0	35	0
要介護3 (人)	31	1	39	1	43	1
要介護4 (人)	34	0	27	0	28	0
要介護5 (人)	19	1	21	0	25	0
認 定 率	東秩父村 (%)	16.2		16.2		16.3
	埼玉県 (%)	16.2		16.7		16.9
	全 国 (%)	18.9		19.0		19.2

出典：地域包括ケア「見える化」システム

令和3年度、令和4年度：「介護保険事業状況報告（3月月報）」

令和5年度：「介護保険事業状況報告（6月月報）」

(3) 地域支援事業等

地域支援事業は、直営による地域包括支援センターのほか、介護保険サービス提供事業所、住民ボランティアとの連携により実施しており、各事業の実績は次のようになっています。

①介護予防・日常生活支援総合事業

ア 介護予防・生活支援サービス事業

区 分	事 業	令和3年度	令和4年度
訪問型サービス	旧介護予防訪問介護相当	実 10人	実 8人
通所型サービス	旧介護予防通所介護相当	実 5人	実 5人
介護予防ケアマネジメント事業		実 23人	実 10人

イ 一般介護予防事業

区分	事業	令和3年度	令和4年度
介護予防把握事業	訪問活動	※総合相談件数を含む	※総合相談件数を含む
介護予防普及啓発事業	ころばんクラブ (運動・口腔・栄養教室)	36回 延 258人	36回 延 292人
	いきいきサロンNext ・高齢者いきがいセンター ・ふれあいセンター槻川	24回 延 432人	13回 延 229人
地域介護予防活動支援事業	東秩父お守り隊定例会	5回 延 77人	6回 延 92人
	東秩父村介護支援ボランティア・ポイント制度	参加者 40人	参加者 41人
地域リハビリテーション活動支援事業	わしのさと健康体操への支援(各地区週1回の自主活動)	9地区 9人程度参加	8地区 10人程度参加
	介護予防サポーター養成講座	新型コロナウイルス感染症対策のため休止	新型コロナウイルス感染症対策のため休止
	介護予防サポーター活動者数※活動実績者数	30人	31人

②包括的支援事業

区分	事業	令和3年度	令和4年度
総合相談	相談件数(電話、来所、訪問) ・実態把握及び介護支援専門員相談件数も含む	延 696件	延 717件
権利擁護	成年後見制度に関する相談件数	相談件数 0件 利用支援事業 0件	相談件数 1件 利用支援事業 1件
	高齢者虐待に関する相談件数	0件	0件
包括的・継続的ケアマネジメント支援事業	事例検討・情報交換会 (小川町と合同で実施)	3回開催	6回開催
地域ケア会議	地域ケア会議	休止	休止
	地域ケア担当者会議	11回	11回
在宅医療・介護連携の推進	ア 地域の医療・介護資源の把握 イ 在宅医療・介護連携課題の抽出と対応策の検討 ウ 切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築推進 エ 医療・介護関係者の情報共有の支援 オ 在宅医療・介護連携に関する相談支援 カ 医療・介護関係者の研修 キ 地域住民への普及啓発 ク 在宅医療・介護連携に関する関係市町村の連携	比企管内9市町村共同で、ア、イ、エ、カ、キは東松山市社会福祉協議会東松山市総合福祉エリアに委託、ウ、エ、オは比企医師会に委託	比企管内9市町村共同で、ア、イ、エ、カ、キは東松山市社会福祉協議会東松山市総合福祉エリアに委託、ウ、エ、オは比企医師会に委託

第2章 高齢者等への支援の取組状況

区 分	事 業	令和3年度	令和4年度
生活支援サービスの体制整備	生活支援コーディネーターの配置	1名	2名
	協議体の設置 (地域ケア担当者会議)	設置	設置
認知症総合支援事業	認知症地域支援・ケア向上事業		
	・認知症地域支援推進員数	2名	2名
	・認知症初期集中支援チーム活動	0件	0件
	・認知症サポート医相談	随時	随時
	わしのカフェ (認知症カフェ)	10回開催 延 71人参加	12回開催 延 139人参加

③任意事業等

区 分	事 業	令和3年度	令和4年度	
介護給付等費用適正化事業（第5期東秩父村介護給付適正化計画）	新規要介護認定の適正化	認定申請件数	40件	42件
		直営調査件数	39件	42件
		直営率	97.5%	100.0%
		適正化率	100.0%	100.0%
	ケアプランの点検	ケアプラン件数	913件	860件
		点検件数	16件	10件
	住宅改修の点検	住宅改修件数	6件	10件
		事前訪問件数	6件	10件
		事後訪問件数	6件	10件
	福祉用具購入調査	点検件数	0件	0件
介護給付費通知	実施回数	2回	2回	
その他の事業	車椅子貸出事業	延 6人	延 14人	
	住宅改修支援事業	延 4件	延 2件	
	認知症サポーター養成講座	休止	3回	

④介護予防支援

区 分	事 業	令和3年度	令和4年度
介護予防支援計画作成	委託事業所数 (地域包括支援センター含む)	2事業所	1事業所
	作成件数 (地域包括支援センター作成分含む)	実 18人	実 20人

(4) 健康づくり事業

保健センターでは、村民の健康づくりと介護予防意識を高めるため「心身軽やか運動教室」を開催しているほか、感染症予防対策として高齢者インフルエンザや高齢者肺炎球菌の予防接種事業を実施しています。

予防接種事業の実施状況

内 容	令和3年度	令和4年度
高齢者インフルエンザ（無料） ・65歳以上の住民、県内契約医療機関	710人	719人
高齢者肺炎球菌（無料） ・65歳以上の5歳刻みの方、県内契約医療機関	39人	53人

(5) その他関連事業

福祉意識を醸成するため、学校による福祉施設との連携による福祉教育は、新型コロナウイルス感染症対策のため中止となりました。

民間団体との連携により移動支援を実施しているほか、広報紙や各世帯に配布した防災情報通信システム（タブレット）による介護予防事業や防災情報等の提供を行っています。

その他関連事業の実施状況

内 容	令和3年度	令和4年度
学校における福祉教育	○東秩父中学校の福祉体験学習は新型コロナウイルス感染症対策のため休止	○東秩父中学校の福祉体験学習は新型コロナウイルス感染症対策のため休止
防災情報通信システム（タブレット）による情報提供	○防災上の注意喚起の配信等を実施	○防災上の注意喚起の配信等を実施
民間団体との連携による移動の支援	○福祉有償運送、公共交通空白地有償運送の実施	○福祉有償運送、公共交通空白地有償運送・自宅送迎制度（やまびこおかえり便の実証運行）の実施
文化・スポーツ、公民館活動	○各種教室の開催 ○サークル活動の促進	○各種教室の開催 ○サークル活動の促進
介護人材の確保	○介護施設の求人ポスターの掲示	○介護施設の求人ポスターの掲示

第3章 高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画

Ⅰ 基本的な考え方

(1) 基本理念

第6次東秩父村総合振興計画（令和3年度～令和10年度）では、健康・福祉分野の10年後のありたい姿を「支え合いと思いやりでつながる村」とし、福祉・子育ての方向性として「地域で支え合い元気に暮らせる村」を掲げています。

これらの考え方を基本理念とし、地域共生社会の実現に向けて各事業の推進を図ります。

(2) 基本目標

◆基本目標◆ 健康寿命の延伸

地域包括支援センターによる介護予防事業、保健センター等による健康づくり事業、民間団体による移送活動、ボランティア活動、総合事業・介護保険サービスによる重度化予防により健康寿命を延伸します。

健康寿命の推移・延伸目標

区 分	実績値	目標値	
	令和3年(2021年)	令和8年(2026年)	令和22年(2040年)
男 性	83.78	84.00	84.50
女 性	85.88	86.00	86.50

注) 表中の数値は、健康寿命期間に65(歳)を加算した値

健康寿命期間は65歳から要介護2以上の認定を受けるまでの平均期間(埼玉県資料)

(3) 基本方針

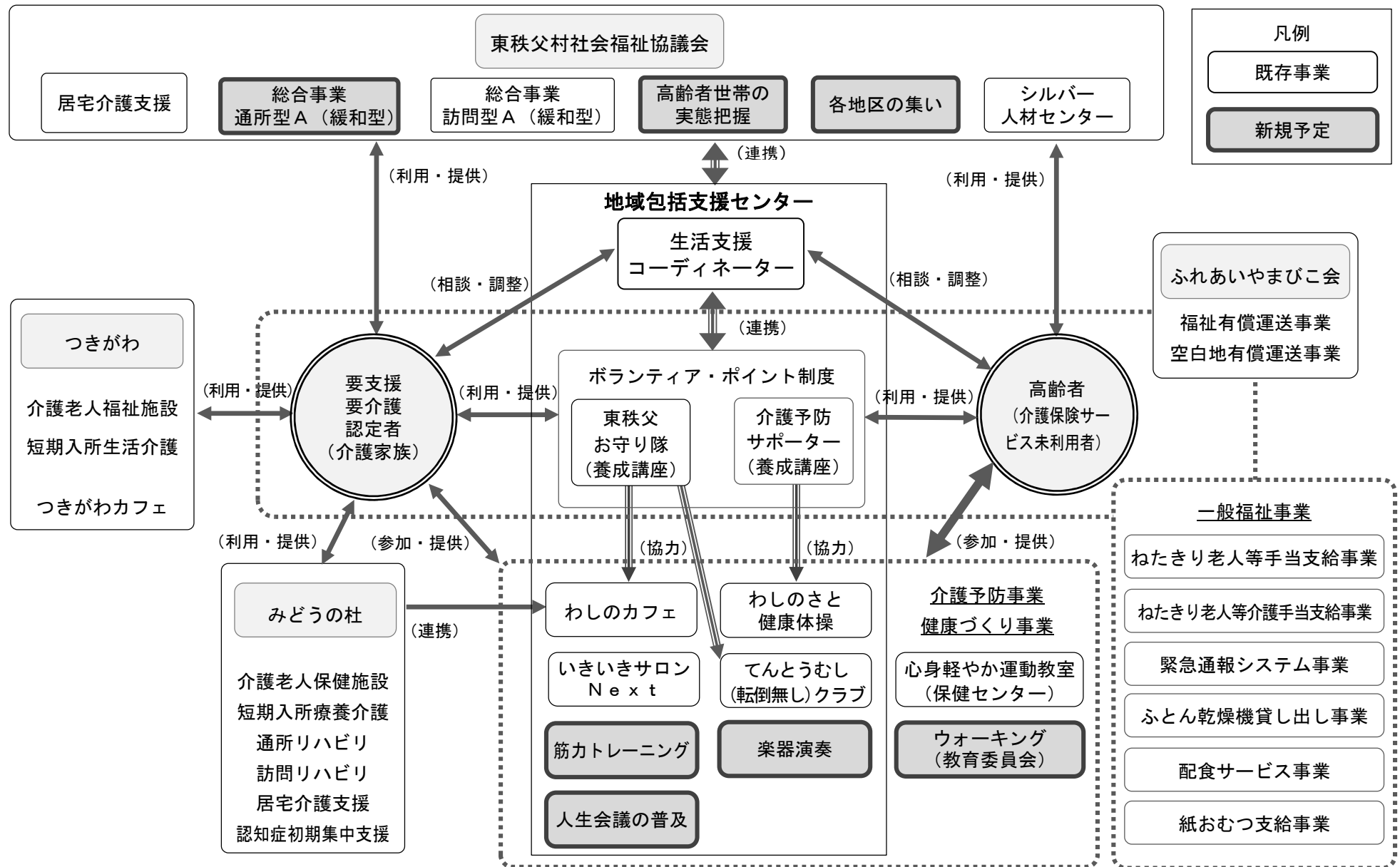
①日常生活圏域及び地域包括支援センター

東秩父村では、人口、地理的条件などから村全体を1つの日常生活圏域として設定し、地域包括支援センターを直営により保健センター内に1か所設置します。

②高齢者等への支援体制の強化

より多くの高齢者が、介護予防や健康づくり、生きがいづくり活動に参加できるよう、村内の介護保険サービス提供事業者、住民ボランティア活動との連携により、高齢者世帯の実態を把握し、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施、認知症施策や人生会議の普及に取り組み、地域リハビリテーション支援体制の構築を図ります。

東秩父村 高齢者等の地域リハビリテーション体制図



東秩父村 高齢者等の地域リハビリテーション構成 **太字**：新規予定

区分	実態把握・ 相談活動	介護予防・健康づくり・ 生きがいつくり事業 通所サービス	訪問サービス	入所・短期宿泊	認知症支援	移送	配食
元気	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> 高齢者世帯 の実態把握 (社会福祉 協議会) 相談活動 (地域包括支援 センター) </div>	いきいきサロン Next わしのさと健康体操 各地区の集い 楽器演奏 筋力トレーニング 人生会議の普及 心身軽やか運動教室 ウォーキング				<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> 福祉有償運送 空白地有償運送 (ふれあい やまびこ会) </div>	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> 配食 サービス </div>
虚弱		てんとうむし(転倒無し) クラブ			わしのカフェ (みどうの杜)		
総合事業		通所型A	訪問型A		認知症初期集中支援 (みどうの杜)		
要支援 (予防給付) 要介護 (介護給付)		通所リハビリ	訪問リハビリ	短期入所療養介護 短期入所生活介護 介護老人保健施設 介護老人福祉施設	短期入所療養介護 介護老人保健施設		
住民活動		東秩父お守り隊 介護予防サポーター 公民館活動・サークル活動	東秩父お守り隊		東秩父お守り隊		
サービス提供 事業者					つきがわカフェ (つきがわ)		

③住民との協働の推進

支援を必要とする方の在宅生活の継続を支援するためには、公的なサービスだけでなく住民によるボランティア活動も不可欠です。

高齢者等の見守りなど日常生活の支援、「わしのカフェ」などの事業への住民の参画を促進するため、ボランティア養成講座を実施し、「東秩父お守り隊」の活動を進めるとともに、各地区の「わしのさと健康体操」の担い手を養成する「介護予防サポーター養成講座」を進めます。

また、ボランティア活動の継続性を高めるため、「東秩父村介護支援ボランティア・ポイント制度」を進めます。

④事業者等との協働の体制の構築

多様なサービスニーズや課題に対して村内の限られた資源・機能で対応していくためには、地域ケア担当者会議等への各事業者の参画を求め、課題の解決に向けて一体的に取り組む体制を構築します。

⑤サービス提供資源の維持・確保

村内のサービス提供事業者と連携し、訪問リハビリテーションの普及や介護老人保健施設による在宅療養支援機能の充実を図ります。

介護保険サービス提供事業所や移送事業者の人材確保を支援するため、広報紙等による情報提供を進めます。

村内の事業者におけるサービス提供を維持するため、介護施設の立地地域との連携による職員用住宅の確保、災害時や感染症拡大時の業務の継続（業務継続計画：BCP）などへの支援体制づくりに努めます。

⑥地域包括支援センターの機能強化

家族介護者を支援するため、わしのカフェ（認知症カフェ）の開催、高齢者等への虐待の把握・防止、ヤングケアラー※の把握・支援など、関係機関と連携し支援体制の強化を図ります。

⑦若年性認知症や高次脳機能障害の方への相談支援体制の強化

若年性認知症や脳卒中の後遺症による高次脳機能障害となった第2号被保険者（40歳から64歳の方）に、介護保険サービス、障害福祉サービス及び障害福祉制度を適切に提供するため、多職種及び他機関との連携により相談支援体制の強化を図ります。

※本来大人が担うと想定されるような家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものこと。

2 福祉事業の推進

(1) 日常生活への支援

高齢者の在宅生活や介護家族への支援を進めるため、次の事業を実施します。

福祉サービスの内容

事業名	内容
①ねたきり老人等手当支給事業	65歳以上の在宅の高齢者で、6か月以上にわたり常時ねたきりの方や重度の認知症の方などを対象に、月額5,000円を支給します。
②ねたきり老人等介護手当支給事業	ねたきり老人等手当を受けている方を介護している方に、月額2,000円を支給します。
③緊急通報システム事業	緊急通報システムを必要とするひとり暮らしの方及び高齢者のみ世帯の把握に努め、比企広域消防本部と連携し緊急通報システムの設置を行います。
④ふとん乾燥機貸し出し事業	家庭内において、寝具を乾燥することが困難な65歳以上のねたきり等の方に対し、ふとん乾燥機の貸し出しを行います。
⑤配食サービス事業	65歳以上の高齢者世帯等で日常生活に支援が必要な方を対象に、食生活の改善と健康の増進、安否確認が図られるよう、配食サービスを実施します。(月曜日から金曜日の昼食を配達、1食自己負担250円)
⑥紙おむつ支給事業	要介護(要支援)認定を受けている在宅の方または主治医が家族介護用品の使用を必要と認めた第1号被保険者(65歳以上)を対象に、月額2,500円を上限に支給します。

(2) 施設福祉サービス

①介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)は、65歳以上の方で、身体上または精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、自宅で介護を受けることが困難な方が入所し、入浴、排せつ、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上のサービスを提供する施設です。

特例入所も含め、地域の実情を踏まえた適切な運用を図ります。

施設の設置見込み量

年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
村内施設数(施設)	1	1	1

②養護老人ホーム

養護老人ホームは、概ね65歳以上で環境上の理由及び経済的理由により、在宅において養護を受けることが困難な高齢者を入所させ養護する施設であり、今後も情報の提供に努めます。

施設の設置・利用見込み量

年 度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
村内施設数（施設）	0	0	0
利用見込み量（人）	1	1	1

③軽費老人ホーム

軽費老人ホームは、身体機能の低下、家庭環境、住宅事情等により、独立して生活することに不安がある高齢者が低料金で利用できる施設であり、今後も情報の提供に努めます。

施設の設置・利用見込み量

年 度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
村内施設数（施設）	0	0	0
利用見込み量（人）	7	7	7

④その他の施設

現在、特定施設入居者生活介護の指定を受けていない有料老人ホーム及びサービス付高齢者向け住宅、生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター）、老人福祉センター、在宅介護支援センターは設置していません。

第9期計画期間中において、これらの施設の設置は見込みません。

3 介護保険事業の推進

(1) 要介護（要支援）認定者数等の推計

第1号及び第2号被保険者の要介護（要支援）認定者数は、令和6年度が190人、令和7年度が192人、令和8年度が193人となり、令和22年度では211人へと増加することが見込まれます。

このうち、第1号被保険者（65歳以上）の認定者数は、令和6年度が187人、令和7年度が189人、令和8年度が190人となり、令和22年度では209人へと増加することが見込まれます。

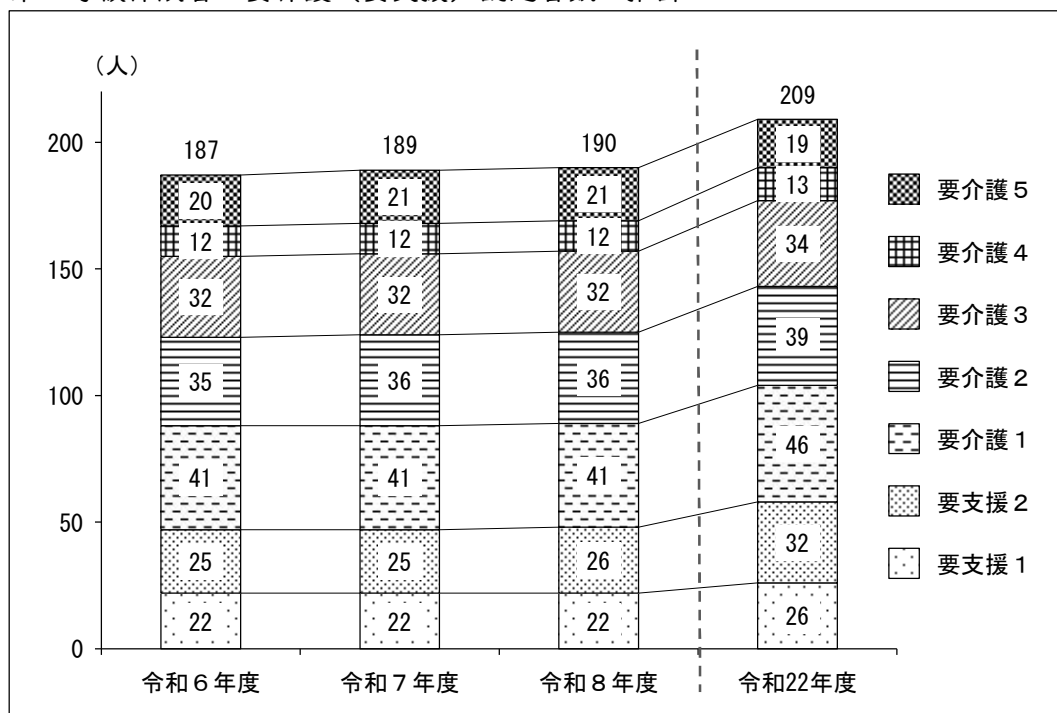
要介護（要支援）認定者数の推計

単位：人

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
総数	190	192	193	211
要支援1	20	21	21	19
要支援2	12	12	12	13
要介護1	34	34	34	35
要介護2	35	36	36	39
要介護3	42	42	42	47
要介護4	25	25	26	32
要介護5	22	22	22	26

資料：地域包括ケア「見える化」システム

第1号被保険者の要介護（要支援）認定者数の推計



資料：地域包括ケア「見える化」システム

(2) 介護保険サービスの概要

介護保険制度における介護給付、予防給付によるサービスの内容は、次のようになっています。

居宅サービス・介護予防サービス

サービス名	内 容
訪問介護	○訪問介護員（ホームヘルパー）等が自宅を訪問し、入浴や排せつ、食事等の介護、調理や洗濯等の家事など日常生活の世話を受けるサービスです。 ○介護予防訪問介護では、できるだけ家事などを本人が行えるようにサポートします。
訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護	○自宅を移動入浴車等が訪問し、浴槽を家庭に持ち込んで入浴の介護を受けるサービスです。
訪問看護・介護予防訪問看護	○訪問看護ステーションや医療機関の看護師等が自宅を訪問し、療養上の世話や診療の補助を受けるサービスです。
訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション	○理学療法士や作業療法士等が自宅に訪問し、心身の機能の維持・回復や日常生活の自立援助のためのリハビリテーションを受けるサービスです。
居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導	○医師、歯科医師、薬剤師等が自宅を訪問し、療養上の管理と指導、情報提供を受けるサービスです。
通所介護	○デイサービスセンターに通い、入浴・食事の提供と、介護や生活上の相談や助言、健康状態の確認、日常生活動作訓練等を受けるサービスです。 ○介護予防通所介護では、選択により、運動器の機能向上や栄養改善、口腔機能の向上などのプログラムについても提供します。
通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション	○介護老人保健施設や医療機関等に通い、心身の機能の維持・回復を図り日常生活の自立を助けるためのリハビリテーションを受けるサービスです。 ○介護予防通所リハビリテーションでは、選択により、運動器の機能向上や栄養改善、口腔機能の向上などのプログラムについても提供します。
短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護	○介護老人福祉施設等に短期間宿泊し、食事、入浴、排せつなどの介護サービスや機能訓練を受けるサービスです。
短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護	○介護老人保健施設や介護療養型医療施設に短期間宿泊し、医学的管理のもとに看護や介護、機能訓練等を受けるサービスです。
福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与	○日常生活上の便宜を図る用具や機能訓練のための用具を貸与するサービスです。なお、利用者の状態からみて使用が想定しにくい福祉用具については、保険給付対象外となります。

サービス名	内 容
特定福祉用具購入費・特定介護予防福祉用具購入費	○福祉用具のうち、貸与になじまない入浴や排せつのための用具の購入費を支給するサービスです。なお、利用者の状態からみて使用が想定しにくい福祉用具については、保険給付対象外となります。
住宅改修・介護予防住宅改修	○手すりの取り付けや段差解消、洋式便器への取り替えなどの住宅改修を行った場合、その費用の補助を受けるサービスです。
特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護	○介護保険法に基づく指定を受けた有料老人ホーム等で、一定の計画に基づいて提供される、入浴や排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練を受けるサービスです。

地域密着型サービス・地域密着型介護予防サービス

サービス名	内 容
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	○定期的な巡回訪問または随時通報により、居宅で入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話を受けるとともに、療養上の世話や必要な診療の補助を受けるサービスです。
夜間対応型訪問介護	○夜間において、定期的な巡回訪問または通報を受けて訪問し、自宅において入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の世話を受けるサービスです。
認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護	○認知症高齢者がデイサービスセンター等に通い、入浴や排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の世話及び機能訓練を受けるサービスです。
小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護	○入浴や排せつ、食事等の日常生活上の世話や機能訓練等を受けるサービスです。施設等に通所することが中心となりますが、心身の状況や希望などに応じて、訪問や宿泊のサービスを組み合わせて利用することができ、どのサービスを利用しても“なじみの職員によるサービス”が受けられます。
認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護	○比較的安定した認知症状態の要介護者が、5～9人の少人数で共同生活を送るもので、入浴や排せつ、食事等の介護、日常生活上の支援、機能訓練等を受けるサービスです。
地域密着型特定施設入居者生活介護	○有料老人ホーム等の介護専用型特定施設（入所定員が29名以下）に入居して、日常生活上の世話や機能訓練、療養上の世話を受けるサービスです。
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	○特別養護老人ホーム（入所定員29名以下）に入所して、日常生活上の世話や機能訓練、健康管理などを受けるサービスです。
看護小規模多機能型居宅介護	○要介護度が高く、医療ニーズが高い在宅の高齢者に対応するため、小規模多機能型居宅介護と訪問看護の複数のサービスを組み合わせ、看護と介護サービスを一体的に受けられるサービスです。
地域密着型通所介護	○利用定員が18人以下の小規模な施設での通所介護のサービスです。

施設サービス

サービス名	内容
介護老人福祉施設	○常時介護を必要とする高齢者で、自宅での介護が困難な要介護者（主に要介護3以上の方）が入所します。入浴や排せつ、食事等の介護、その他日常生活や療養の世話、機能訓練、健康管理を受けるサービスです。
介護老人保健施設	○看護や医学的管理の下に、介護及び機能訓練、その他必要な医療並びに日常生活上の世話を受けるサービスです。居宅での生活の復帰を目指す施設です。
介護療養型医療施設	○急性期の治療が終わり、長期にわたって療養を必要とする高齢者等が入所します。療養上の管理、看護や医学的管理下での介護、機能訓練、その他必要な医療を受けるサービスです。
介護医療院	○平成30年度から創設されたサービスで、主として長期にわたり療養が必要である要介護者が入所します。療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を受けるサービスです。

居宅介護支援・介護予防支援

サービス名	内容
居宅介護支援 （要介護1～5）	○介護サービス等を適切に利用するため、ケアマネジャー（介護支援専門員）が心身の状況・環境・本人や家族の希望等に沿って、利用するサービスの種類・内容等のケアプラン（居宅サービス計画）を作成するとともに、サービス提供確保のために事業者等との連絡調整、施設への紹介等を受けるサービスです。
介護予防支援 （要支援1・2）	○介護予防サービス等を適切に利用するため、地域包括支援センター（もしくは介護予防支援事業所）のケアマネジャー（介護支援専門員）が心身の状況・環境・本人や家族の希望等に沿って、利用するサービスの種類・内容等のケアプラン（介護予防サービス計画）を作成するとともに、サービス提供確保のために事業者等との連絡調整、施設への紹介等を受けるサービスです。

(3) 介護給付・予防給付の見込み量

これまでの各サービスの実績値、要支援・要介護認定者数の推計値などにより、サービスごとの見込み量を設定しました。

①介護予防給付（要支援1・2）の見込

◆給付費は年間累計の金額、回数・日数は1か月当たりの数、人数は1か月当たりの利用者数

区 分		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
1) 介護予防サービス					
介護予防訪問入浴介護	給付費（千円）	0	0	0	0
	回数（回）	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数（人）	0	0	0	0
介護予防訪問看護	給付費（千円）	729	980	980	980
	回数（回）	15.0	21.0	21.0	21.0
	人数（人）	4	5	5	5
介護予防訪問リハビリテーション	給付費（千円）	257	257	257	257
	回数（回）	8.2	8.2	8.2	8.2
	人数（人）	2	2	2	2
介護予防居宅療養管理指導	給付費（千円）	110	110	110	110
	人数（人）	1	1	1	1
介護予防通所リハビリテーション	給付費（千円）	3,545	3,549	3,549	4,200
	人数（人）	7	7	7	8
介護予防短期入所生活介護	給付費（千円）	0	0	0	0
	日数（日）	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数（人）	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護（老健）	給付費（千円）	211	211	211	211
	日数（日）	2.0	2.0	2.0	2.0
	人数（人）	2	2	2	2
介護予防短期入所療養介護（病院等）	給付費（千円）	0	0	0	0
	日数（日）	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数（人）	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護（介護医療院）	給付費（千円）	0	0	0	0
	日数（日）	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数（人）	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	給付費（千円）	1,143	1,143	1,143	1,794
	人数（人）	9	9	9	14
特定介護予防福祉用具購入費	給付費（千円）	346	346	346	346
	人数（人）	1	1	1	1
介護予防住宅改修	給付費（千円）	270	270	270	270
	人数（人）	1	1	1	1
介護予防特定施設入居者生活介護	給付費（千円）	1,820	1,822	1,822	3,929
	人数（人）	2	2	2	4

区 分		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
2) 地域密着型介護予防サービス					
介護予防認知症対応型通所 介護	給付費(千円)	0	0	0	0
	回数(回)	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居 宅介護	給付費(千円)	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0
介護予防認知症対応型共同 生活介護	給付費(千円)	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0
3) 介護予防支援	給付費(千円)	442	384	384	549
	人数(人)	8	7	7	10
合計	給付費(千円)	8,873	9,072	9,072	12,646

注) 端数処理の関係で計が一致しない場合がある

②介護給付（要介護1から5）の見込

◆給付費は年間累計の金額、回数・日数は1か月当たりの数、人数は1か月当たりの利用者数

区 分		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
1) 居宅サービス					
訪問介護	給付費(千円)	8,188	8,198	8,198	8,198
	回数(回)	213.9	213.9	213.9	213.9
	人数(人)	17	17	17	17
訪問入浴介護	給付費(千円)	1,267	1,268	1,268	1,268
	回数(回)	8.5	8.5	8.5	8.5
	人数(人)	1	1	1	1
訪問看護	給付費(千円)	2,885	2,064	2,889	2,889
	回数(回)	27.6	19.6	27.6	27.6
	人数(人)	6	5	6	6
訪問リハビリテーション	給付費(千円)	2,683	2,687	2,687	2,687
	回数(回)	67.9	67.9	67.9	67.9
	人数(人)	5	5	5	5
居宅療養管理指導	給付費(千円)	1,676	1,678	1,678	1,678
	人数(人)	12	12	12	12
通所介護	給付費(千円)	15,354	15,373	15,373	15,463
	回数(回)	193.0	193.0	193.0	187.3
	人数(人)	21	21	21	20
通所リハビリテーション	給付費(千円)	33,304	31,053	30,284	31,106
	回数(回)	241.4	240.7	236.4	239.3
	人数(人)	30	29	28	29
短期入所生活介護	給付費(千円)	6,172	5,321	5,486	4,834
	日数(日)	61.4	55.8	62.5	50.8
	人数(人)	6	6	7	5
短期入所療養介護(老健)	給付費(千円)	10,245	10,594	11,074	8,471
	日数(日)	72.0	74.0	80.0	62.0
	人数(人)	10	10	10	9
短期入所療養介護(病院等)	給付費(千円)	0	0	0	0
	日数(日)	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0	0
短期入所療養介護(介護医療院)	給付費(千円)	0	0	0	0
	日数(日)	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0	0
福祉用具貸与	給付費(千円)	8,102	6,885	7,318	10,369
	人数(人)	38	32	33	45
特定福祉用具購入費	給付費(千円)	693	693	693	693
	人数(人)	2	2	2	2
住宅改修費	給付費(千円)	960	1,200	960	1,200
	人数(人)	1	1	1	1
特定施設入居者生活介護	給付費(千円)	19,198	19,222	19,222	14,313
	人数(人)	8	8	8	6

区 分		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
2) 地域密着型サービス					
定期巡回・随時対応型訪問 介護看護	給付費(千円)	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0
夜間対応型訪問介護	給付費(千円)	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0
地域密着型通所介護	給付費(千円)	3,383	3,388	3,388	5,348
	回数(回)	37.2	37.2	37.2	57.6
	人数(人)	2	2	2	3
認知症対応型通所介護	給付費(千円)	0	0	0	0
	回数(回)	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0	0
小規模多機能型居宅介護	給付費(千円)	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0
認知症対応型共同生活介護	給付費(千円)	15,733	15,753	15,753	12,495
	人数(人)	5	5	5	4
地域密着型特定施設入居者 生活介護	給付費(千円)	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施 設入所者生活介護	給付費(千円)	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0
看護小規模多機能型居宅介 護	給付費(千円)	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0
3) 施設サービス					
介護老人福祉施設	給付費(千円)	108,748	111,194	114,308	123,205
	人数(人)	35	36	37	40
介護老人保健施設	給付費(千円)	146,515	149,924	154,131	183,176
	人数(人)	38	39	40	47
介護医療院	給付費(千円)	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0
介護療養型医療施設	給付費(千円)				
	人数(人)				
4) 居宅介護支援	給付費(千円)	11,327	11,146	11,135	11,971
	人数(人)	65	65	65	69
合計	給付費(千円)	396,433	397,641	405,845	439,364

注) 端数処理の関係で計が一致しない場合がある

予防給付費・介護給付費の合計

単位：千円

区 分		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
合計		405,306	406,713	414,917	452,010
	在宅サービス	113,292	108,798	109,681	114,892
	居住系サービス	36,751	36,797	36,797	30,737
	施設サービス	255,263	261,118	268,439	306,381

(4) 地域密着型サービス・地域密着型介護予防サービス

認知症対応型共同生活介護（グループホーム）、小規模多機能型居宅介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護のサービスについては、村内への設置は見込みません。

なお、東秩父村の被保険者にサービスの利用希望があった場合に対応するため、サービスの利用について近隣市町との連携により指定の事前同意による提供体制の確保を図ります。

また、サービス提供事業者と連携し、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（小規模特養）サービスの提供の必要性について把握に努めます。

地域密着型サービス・地域密着型介護予防サービスの見込み

区 分	村内の施設設置状況 令和5年度		必要利用定員総数（人）			
	施設数	定員数（人）	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	0	0	0	0	0	0
小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	0	0
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0	0	0	0

(5) 介護保険施設サービス

村内に介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）を1施設整備しており、新たな整備は見込みません。

介護保険施設サービスの見込み

区 分	村内の施設設置状況 令和5年度		必要利用定員総数（人）			
	施設数	定員数（人）	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
介護老人福祉施設 （特別養護老人ホーム）	1	100	100	100	100	100

(6) 標準給付費等の見込み

標準給付費及び地域支援事業費の見込み額は、令和6年度から令和8年度の3年間の合計で約13億3,200万円と見込みます。

なお、市町村特別給付としての給付は実施しません。

標準給付費等の見込み額

単位：千円

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計
標準給付費見込額 (A)	432,521	434,249	442,597	1,309,368
総給付費	405,306	406,713	414,917	1,226,936
特定入所者介護サービス費等給付額	16,597	16,793	16,881	50,272
高額介護サービス費等給付額	9,819	9,936	9,988	29,744
高額医療合算介護サービス費等給付額	638	645	648	1,931
算定対象審査支払手数料	159	161	162	483
地域支援事業費 (B)	7,852	7,852	7,849	23,554
介護予防・日常生活支援総合事業費	7,043	7,043	7,040	21,127
包括的支援事業 (地域包括支援センターの運営) 及び任意事業費	100	100	100	300
包括的支援事業 (社会保障充実分)	709	709	709	2,127
合計額 (A) + (B)	440,374	442,102	450,446	1,332,923

注) 端数処理の関係で計が一致しない場合がある

(7) 第1号被保険者保険料の算定

第1号被保険者の令和6年度から令和8年度の保険料は、基準額となる第5段階の年額が、82,900円（参考月額：6,916円）となります。

所得段階別第1号被保険者保険料（年額）

保険料段階	基準額に対する乗率	年 額
第1段階 ・生活保護被保護者 ・世帯全員が住民税非課税の老齢福祉年金受給者 ・世帯全員が住民税非課税かつ本人年金収入等80万円以下	0.285 [※]	23,600 円
第2段階 ・世帯全員が住民税非課税かつ本人年金収入等80万円超120万円以下	0.485 [※]	40,200 円
第3段階 ・世帯全員が住民税非課税かつ本人年金収入等120万円超	0.685 [※]	56,700 円
第4段階 ・本人が住民税非課税（世帯に課税者がいる）かつ本人年金収入等80万円以下	0.900	74,600 円
第5段階 ・本人が住民税非課税（世帯に課税者がいる）かつ本人年金収入等80万円超	1.000	82,900 円
第6段階 ・本人が住民税課税かつ合計所得金額120万円未満	1.200	99,400 円
第7段階 ・本人が住民税課税かつ合計所得金額120万円以上210万円未満	1.300	107,700 円
第8段階 ・本人が住民税課税かつ合計所得金額210万円以上320万円未満	1.500	124,300 円
第9段階 ・本人が住民税課税かつ合計所得金額320万円以上420万円未満	1.700	140,900 円
第10段階 ・本人が住民税課税かつ合計所得金額420万円以上520万円未満	1.900	157,500 円
第11段階 ・本人が住民税課税かつ合計所得金額520万円以上620万円未満	2.100	174,000 円
第12段階 ・本人が住民税課税かつ合計所得金額620万円以上720万円未満	2.300	190,600 円
第13段階 ・本人が住民税課税かつ合計所得金額720万円以上	2.400	198,900 円

注) 年額は100円未満を切り捨てた金額

第1段階、第2段階、第3段階の基準月額に対する乗率は公費による軽減後の乗率

準備基金残高見込額 45,490,937円（令和5年度末）

準備基金取崩額 45,000,000円

<参考> 第1号被保険者保険料基準額 参考月額

第7期（平成30年度から令和2年度） 6,955円

第8期（令和3年度から令和5年度） 6,923円

(8) 令和22年度の標準給付費等の見込み及び第1号被保険者保険料

令和22年度の標準給付費及び地域支援事業費の合計額は、約4億8,100万円と見込まれます。

また、令和22年度の第1号被保険者の基準額となる第5段階の保険料（参考月額）は、9,149円と見込まれます。

標準給付費等の見込み額		単位：千円
区 分	令和22年度	
標準給付費見込額（A）	481,815	
総給付費	452,010	
特定入所者介護サービス費等給付額	18,175	
高額介護サービス費等給付額	10,743	
高額医療合算介護サービス費等給付額	708	
算定対象審査支払手数料	177	
地域支援事業費（B）	6,497	
介護予防・日常生活支援総合事業費	5,709	
包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業費	79	
包括的支援事業（社会保障充実分）	709	
合計額（A）＋（B）	488,313	

注）端数処理の関係で計が一致しない場合がある

令和22年度の保険料額（参考月額）		単位：円
年 度	令和22年度	
第1号被保険者の基準額となる第5段階の保険料（参考月額）	9,149	

注）準備基金取崩額は見込まず試算した額

4 地域支援事業等の推進

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業

要介護状態となることの予防や生きがいのある自立した生活を支援するため、地域包括支援センター、介護保険サービス提供事業所、住民ボランティア等との連携により、介護予防・生活支援サービス事業、一般介護予防事業を実施します。

なお、新型コロナウイルスの流行により減少した通いの場への参加者の増加を図ります。

①介護予防・生活支援サービス事業の見込み

事業名	事業概要	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問型サービス	○旧介護予防訪問介護相当 (訪問介護員等によるサービス)	6人	6人	6人
	○訪問型サービスA(緩和型)	12人	12人	12人
通所型サービス	○旧介護予防通所介護相当 (通所介護事業者の従業者によるサービス)	4人	4人	4人
	○通所型サービスA(緩和型)	10人	10人	10人
介護予防ケアマネジメント	○心身の状況、世帯等の状況から、適切な事業が包括的かつ効率的に提供されるよう援助	32人	32人	32人

②一般介護予防事業の見込み

ア 介護予防普及啓発事業

事業名	事業概要	令和6年度	令和7年度	令和8年度
てんとうむし(転倒無し)クラブ (運動・口腔・栄養教室)	○保健センターで開催 ○健康運動指導士、理学療法士による運動指導 ○管理栄養士による栄養指導 ○歯科衛生士による歯科指導 ○送迎の実施 ○東秩父お守り隊がボランティアとして参加	36回	36回	36回
いきいきサロン Next	○高齢者生きがいセンター、ふれあいセンター槻川で開催 ○血圧測定、軽い体操、歌、手芸など ○送迎の実施 ○東秩父お守り隊がボランティアとして参加	24回	24回	24回
楽器演奏グループ活動	○保健センターで開催 ○簡単な楽器の演奏によるグループづくり	実施	実施	実施

事業名	事業概要	令和6年度	令和7年度	令和8年度
各地区の集い	○わしのさと健康体操実施日を利用し集いの場づくり ○東秩父村社会福祉協議会との連携により実施	8回	8回	8回
筋力トレーニングへの支援	○筋力向上施設の利用支援	実施	実施	実施

イ 地域介護予防活動支援事業

事業名	事業概要	令和6年度	令和7年度	令和8年度
東秩父お守り隊定例会	○2か月に1回開催	6回	6回	6回
東秩父村介護支援ボランティア・ポイント制度の実施	○介護予防事業への協力などポイントの付与対象活動を設定	実施	実施	実施
ボランティア養成講座	○ボランティアとしての心得の研修	実施	なし 隔年実施	実施

ウ 地域リハビリテーション活動支援事業

事業名	事業概要	令和6年度	令和7年度	令和8年度
わしのさと健康体操への支援	○地域の集会所等で週1回開催 ○地域住民による自主活動 ○理学療法士、作業療法士の派遣	8か所	8か所	8か所
介護予防サポーター養成講座	○介護予防の必要性や効果についての講義 ○体操指導についての実技	1クール 6回	なし 隔年実施	1クール 6回

エ 一般介護予防事業評価事業

事業名	事業概要	令和6年度	令和7年度	令和8年度
一般介護予防事業評価事業	○介護予防事業の実施状況把握 ○事業効果の検討及び事業構成・事業実施方法の検討 ○介護予防事業参加者へのアンケートの実施	実施	実施	実施

オ 介護予防把握事業

事業名	事業概要	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護予防把握事業	○高齢者世帯の実態把握 ○東秩父村社会福祉協議会との連携により実施	実施	実施	実施

(2) 包括的支援事業

包括的支援事業は、地域包括支援センターの運営として高齢者等に対する総合的な相談・支援、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援、地域ケア会議を実施するとともに、社会保障充実分として在宅医療・介護の連携、生活支援体制整備、認知症施策を推進します。

①地域包括支援センターの運営

事業名	事業概要	令和6年度	令和7年度	令和8年度
総合相談支援業務	○訪問、電話、来所による介護者(ケアラー)等の相談	随時	随時	随時
	○地域包括支援センター職員による訪問活動	随時	随時	随時
権利擁護業務	○成年後見制度に関する相談	随時	随時	随時
	○高齢者虐待に関する相談	随時	随時	随時
包括的・継続的ケアマネジメント支援業務	○事例検討・情報交換会(小川町と合同によるケアマネジャー会議)	6回	6回	6回
地域ケア会議	○地域ケア担当者会議の開催	11回	11回	11回
	○地域ケア会議の開催	随時	随時	随時

②社会保障充実分

事業名	事業概要	令和6年度	令和7年度	令和8年度
在宅医療・介護連携推進事業	○現状分析・課題抽出・施策立案(計画)・かかりつけ医機能報告等を踏まえた協議	広域 実施	広域 実施	広域 実施
	○対応策の実施 ・人生会議(ACP:アドバンス・ケア・プランニング)の普及			
	○対応策の評価の実施、改善の実施			
生活支援体制整備	○生活支援コーディネーターの設置	3名	3名	3名
	○協議体の設置(地域ケア担当者会議)	設置	設置	設置
認知症施策	○認知症初期集中支援チームの設置	設置	設置	設置
	○認知症地域支援推進員等の配置	3名	3名	3名
	○認知症サポート医の配置	配置	配置	配置
	○わしのカフェ(認知症カフェ)の開催	12回	12回	12回
	○チームオレンジの組織化	活動支援	活動支援	活動支援
	○チームオレンジコーディネーターの配置	3名	3名	3名

(3) 任意事業

任意事業では、介護給付等費用適正化事業（第6期東秩父村介護給付適正化計画）を進めるとともに、その他の事業を実施します。

なお、介護給付等費用適正化事業では、国保連合会との連携を図り、介護給付適正化システムにより出力される給付実績等の帳票を活用し点検を行うとともに、取組状況の公表に努めます。

さらに、介護給付の地域差改善や介護給付費の適正化に向け、県との連携を図ります。

任意事業

事業名	事業概要	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護給付等費用適正化事業（第6期東秩父村介護給付適正化計画）	○要介護認定の適正化	100%	100%	100%
	○ケアプラン等の点検	20件	20件	20件
	○医療情報との突合・縦覧点検	100%	100%	100%
その他事業	○介護給付費通知	2回	2回	2回
	○車椅子貸出事業	実施	実施	実施
	○住宅改修支援事業	実施	実施	実施
	○認知症サポーター養成講座 ・一般向け、職員向け ・中学生向け	実施	実施	実施

(4) 介護予防支援

要支援1・2の方が介護保険サービスを利用するための予防給付ケアプランについて、指定対象者が拡大されたことにも留意し、地域包括支援センターによる直営と委託により作成を行います。

事業名	事業概要	令和6年度	令和7年度	令和8年度
予防給付ケアプランの作成	○委託事業所数 (地域包括支援センター含む)	2事業所	2事業所	2事業所
	○作成件数 (地域包括支援センター作成分含む)	実 20人	実 20人	実 20人

5 関連事業の推進

(1) 福祉意識の高揚

施策	内容	関係課
①住民の福祉意識の高揚	○住民の福祉意識を高めるため、広報紙や村ホームページ、各種行事やイベント、団体等の会合において広報・啓発活動を進めます。	住民福祉課 保健衛生課 地域包括支援センター
②ボランティア活動の促進	○住民のボランティア意識を高めるため、東秩父村介護支援ボランティア・ポイント制度の普及を図ります。	保健衛生課
③福祉体験活動の推進	○児童・生徒の福祉意識を醸成するため、学校と福祉施設等との連携による福祉体験学習、交流活動を進めます。	教育委員会

(2) 健康づくり事業の推進

施策	内容	関係課
①予防接種事業等の推進	○65歳以上を対象に、高齢者インフルエンザ及び高齢者肺炎球菌等の予防接種事業を実施します。	保健センター
	○新型コロナウイルスなどの感染対策として、ワクチン接種等の情報提供を進めます。	保健センター
②心身軽やか運動教室の開催	○心身の健康と体力や柔軟性を維持向上するため、健康運動指導士による総合的な運動、ヨガ、エアロビクスなどを取り入れた「心身軽やか運動教室」を年間を通して開催します。	保健センター
③ウォーキングへの支援	○身近な地域で行えるウォーキングへのきっかけづくりとして、教室等の開催に努めます。	教育委員会

(3) 生活環境の向上

施策	内容	関係課
①移動への支援	○公共交通機関の利用が困難な高齢者の買物や通院等における利便性を確保するため、福祉有償運送、公共交通空白地有償運送を進めます。	企画財政課 住民福祉課
	○和紙の里から自宅までの交通手段を確保するため、公共交通空白地有償運送自宅送迎制度の実施を図ります。	企画財政課

施 策	内 容	関係課
	○思いやり駐車場等の適正利用を進めるため、パーキング・パーミット制度の情報提供を進めます。	住民福祉課
②防災・防犯体制の強化	○高齢者が安心して地域で生活できるよう、防災情報通信システム（タブレット）による災害時等の情報提供を進めます。	総務課
	○災害時に自力での避難が困難な高齢者等を支援するため、避難行動要支援者名簿の作成（見直し）を進めるとともに、個別支援計画により避難支援体制の強化を図ります。	総務課 住民福祉課
	○振り込め詐欺等の犯罪を未然に防止するため、防犯情報を配信します。	総務課
	○地域ぐるみによる防犯意識を高めるため、防犯団体によるパトロールを実施します。	総務課
③生きがいづくり活動の促進	○老人クラブの活動を促進するとともに、東秩父村社会福祉協議会による敬老事業、シルバー人材センター活動の支援に努めます。	住民福祉課
	○高齢者等の学びや学習活動による仲間づくりを進めるため、公民館（コミュニティセンターやまなみ）等において各種教室を開催するとともに、住民の自主的なサークル活動を支援します。	教育委員会
④介護事業者等への支援	○地域交流スペースの活用や大規模災害時の対応等について連携が図られるよう、施設介護事業者と立地地域の住民等との交流を支援します。	住民福祉課 保健衛生課 総務課
	○介護保険サービス提供事業所及び移送事業所の人材確保を支援するため、広報紙等による情報提供を進めます。	保健衛生課 企画財政課
⑤民間事業所との連携	○事業所（東秩父村内郵便局及び小川郵便局、生活協同組合コープ）との協定に基づき、地域における見守り活動等を進めます。	総務課
	○介護離職の防止を図るため、村内の事業所への職場環境の改善に関する普及啓発を進めます。	保健衛生課

第4章 東秩父村成年後見制度利用促進基本計画

I 権利擁護への取組状況

成年後見制度は、意思決定時の権利行使の支援を必要とする人、虐待や財産の侵害から自身を守るために支援を必要とする人が、共に自立した生活を送れるように支援するものであり、地域共生社会の実現を目指すうえで、本人を中心とした支援・活動の共通の基盤となるものです。

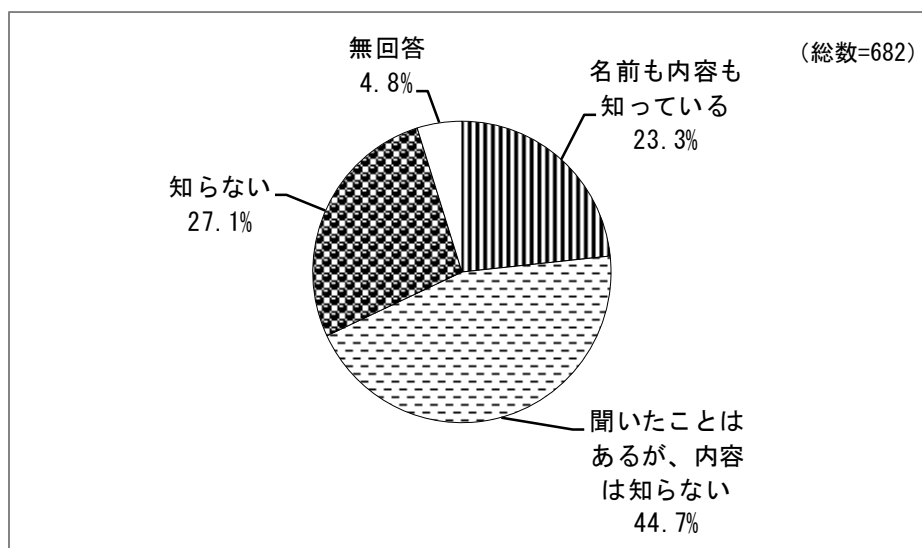
近年の高齢化、単身世帯の増加等により、生活に困難を抱える人が増えることが懸念されることから、令和4年度に住民福祉課を成年後見制度の中核機関として位置付け体制を強化しています。

成年後見制度の利用に関する相談が令和4年度に1件あり、「村長申立て」による対応を行いました。

また、東秩父村社会福祉協議会では、日常生活自立支援事業（あんしんサポートねっと）により金銭管理や重要書類の預かり等を行っています。

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の結果では、成年後見制度の内容まで知っている割合は2割台にとどまっていることから、各地区の会合や介護予防事業等の機会を通じて、成年後見制度の普及を進めるとともに、制度利用の支援体制を強化していく必要があります。

成年後見制度の認知状況（介護予防・日常生活圏域ニーズ調査）



～ 成年後見制度とは ～

○認知症、知的障がい、精神障がいなどによって、ひとりで決めることに不安や心配がある人が、いろいろな契約や手続きをするときに、成年後見人等が保護し、支援する制度です。

○成年後見制度には、法定後見制度と任意後見制度があります。

○法定後見制度は、家庭裁判所によって、成年後見人等が選ばれる（選任される）制度です。本人の判断能力に応じて3つの類型が用意されています。

補助：自己の財産を管理・処分するには、援助が必要な場合がある。

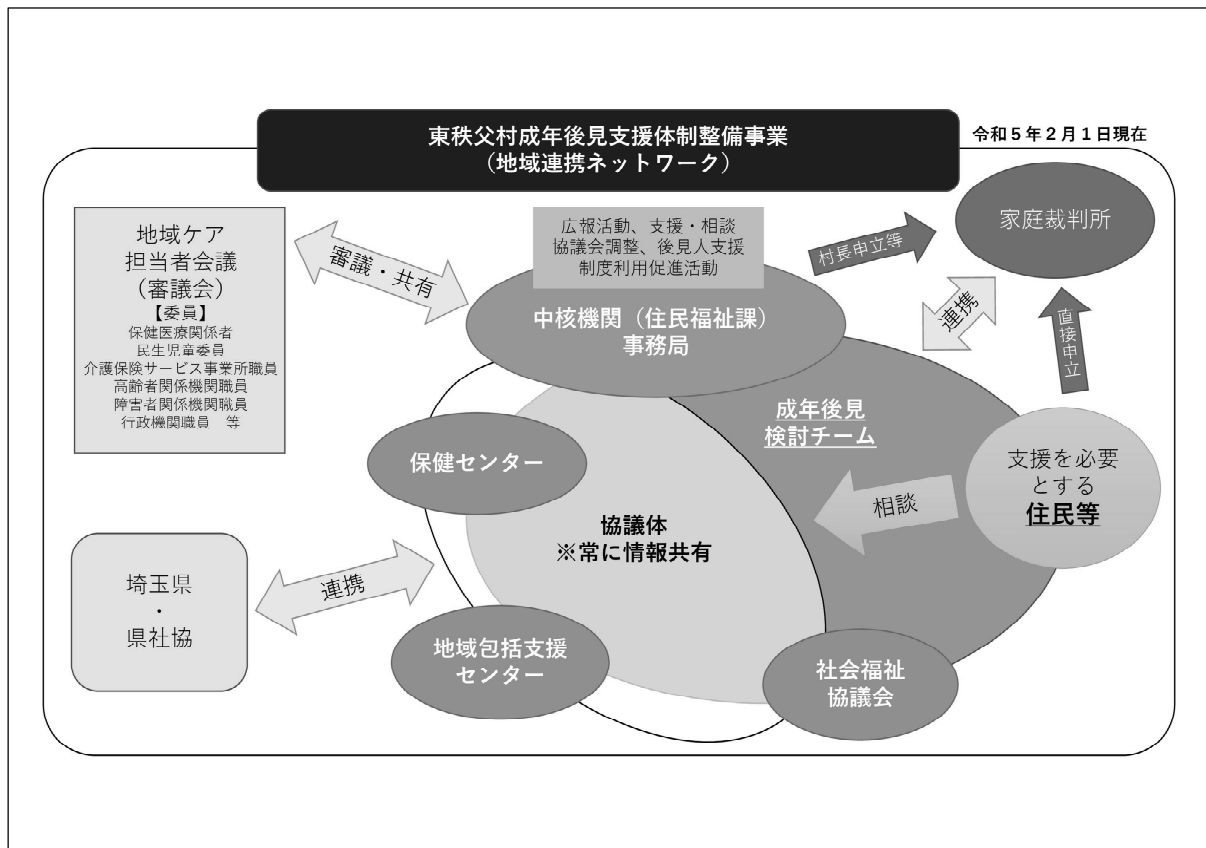
保佐：自己の財産を管理・処分するには、常に援助が必要である。

後見：自己の財産を管理処分することができない。

成年後見人等は、本人の家族や親族のほか、福祉や法律の専門職（社会福祉士、司法書士、弁護士等）がなります。また、専門的な研修を受けた地域の人（市民後見人）や後見をしてくれる団体（法人）などがなる場合もあります。

○任意後見制度は、あらかじめ本人自らが選んだ人（任意後見人）に、ひとりで決めることが心配になったときに代わりにしてもらいたいことを契約（任意後見契約）で決めておく制度です。

■権利擁護支援の地域連携ネットワークのイメージ図



権利擁護支援チーム、協議会、中核機関の内容

項目	内容
権利擁護支援チーム	<p>○権利擁護支援が必要な人を中心に、本人の状況に応じ、本人に身近な親族等や地域、保健・福祉・医療の関係者などが、協力して日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し、必要な対応を行う仕組みです。</p> <p>○福祉・医療等のサービス調整や支援を行う体制に、必要に応じて、法律・福祉の専門職や後見人等、意思決定に寄り添う人などが加わり、適切に本人の権利擁護が図られるようにします。</p>
協議会	<p>○専門職団体や当事者等団体などを含む関係機関・団体が、連携体制を強化し、これらの機関・団体による自発的な協力を進める仕組みです。</p> <p>○成年後見制度を利用する事案に限定することなく、「権利擁護支援チーム」に対し、法律・福祉の専門職や関係機関が必要な支援を行えるように協議の場を設けます。中核機関が事務局機能を担います。</p>
中核機関	<p>○地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核的な機関や体制です。</p> <p>[役割]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本人や関係者等からの権利擁護支援や成年後見制度に関する相談を受け、必要に応じて専門的助言等を確保しつつ、権利擁護支援の内容の検討や支援を適切に実施するためのコーディネーター ・専門職団体・関係機関の協力・連携強化を図るために関係者のコーディネーター（協議会の運営等）

2 取組内容

(1) 成年後見制度等の周知と利用支援

施策	内容	関係課
①成年後見制度等の普及	○住民の成年後見制度への理解を深めるため、広報紙、ホームページ等による情報提供を進めます。	住民福祉課
	○東秩父村社会福祉協議会による日常生活自立支援事業（あんしんサポートねっと）の普及を図ります。	住民福祉課
②成年後見制度等の利用支援	○本人や親族等による制度利用の申立てが困難な場合に、村長が代わって申立てを行う成年後見制度利用支援事業を進めます。	住民福祉課
	○成年後見制度の利用に関する相談に対応するため、住民福祉課窓口において相談体制の強化を図ります。	住民福祉課
	○成年後見制度の利用を支援するため、地域包括支援センターによる相談活動を進めます。	地域包括支援センター

(2) 成年後見制度の実施体制の構築

施策	内容	関係課
①中核機関・協議会の運営	○成年後見制度を円滑に実施するため、住民福祉課を中核機関として協議会の運営を図ります。	住民福祉課
②担い手の確保・育成	○制度の利用を支援する人材を確保するため、市民後見人の養成について情報提供を進めます。	住民福祉課
	○東秩父村社会福祉協議会による法人後見の実施体制の整備を促進します。	住民福祉課
③地域の見守り活動等との連携	○民生委員・児童委員、居宅介護支援事業所等と連携し、制度の利用が望ましい方への情報提供及び利用への支援に努めます。	住民福祉課
④地域連携ネットワークの整備	○権利擁護支援を担う福祉・行政・法律専門職・家庭裁判所等の関係者が連携・協力し、制度利用者の状況に応じた適切な支援につなげるため、地域連携を進めるネットワークの整備を図ります。	住民福祉課

資 料

Ⅰ 東秩父村介護保険運営協議会条例

(設置)

第1条 介護保険制度の円滑な運営と普及及び介護保険サービス事業等の適正な運営を図るため、東秩父村介護保険運営協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の8第1項に規定する老人福祉計画及び介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第117条に規定する介護保険事業計画の策定及び進行管理に関すること。
- (2) 法第8条第14項の地域密着型サービス及び法第8条の2第12項の地域密着型介護予防サービスを提供する者の指定及び運営に関すること。
- (3) 法第115条の23第3項に規定する指定介護予防支援の一部委託に関すること。
- (4) 法第115条の46第1項の地域包括支援センターの運営に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、介護保険事業の運営について村長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は委員15人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから村長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健・医療・福祉関係者
- (3) 介護保険被保険者
- (4) 介護保険サービス事業者
- (5) その他村長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長及び副会長各1名を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 協議会は委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

5 会長は、協議に当たり、公正及び中立性の確保のため必要と判断するときは、会議に諮って、特定の案件について利害関係のある委員の退席を求めることができる。ただし、退席しないことが了承されたときは、当該委員は、引き続き会議において意見を述べることができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職務を退いた後も、同様とする。

(委員の報酬及び費用弁償)

第8条 委員の報酬及び費用弁償は、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償の支給に関する条例(昭和39年条例第10号)の規定を適用する。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、介護保険所管課において処理する。

(その他)

第10条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(任期の特例)

2 この条例の施行後最初に委嘱された委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、令和6年3月31日までとする。ただし、再任を妨げない。

資料

別表（第4条関係）

東秩父村介護保険運営協議会委員名簿

任期 令和5年12月15日～令和6年3月31日

No.	選出区分	役職等	氏名	備考
1	学識経験者	議会文教厚生常任委員長	鷹野 明	会長
2	学識経験者	民生委員	落合 晋作	
3	保健・医療・福祉関係者	住民福祉課長	宮崎 士朗	
4	保健・医療・福祉関係者	保健師	吉田 由紀代	
5	介護保険被保険者	老人クラブ連合会長	若林 全	副会長
6	介護保険被保険者	行政区長会長	栗島 明生	
7	介護保険サービス事業者	介護老人保健施設みどりの杜施設長	宮崎 恵子	
8	介護保険サービス事業者	J A埼玉中央ホームヘルプ なごみの森サービス提供責任者	市田 光代	
9	介護保険サービス事業者	社協ヘルパーステーション管理者	眞下 温史	
10	介護保険サービス事業者	特別養護老人ホームつきがわ施設長	深町 好伸	

2 計画策定経過

時 期	作 業 内 容
令和5年6月	○介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の実施 ○在宅介護実態調査の実施 ○事業所調査の実施
7月	○関係団体・事業所ヒアリングの実施 ○東秩父村高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画の進捗状況調査
8月	○福祉サービス等の実績整理 ○介護保険サービス給付等実績の整理 ◆地域ケア担当者会議（24日） ・高齢者等の生活支援体制の検討
9月	○関係各課ヒアリングの実施 ○介護保険サービス見込み量・第1号被保険者保険料の推計
10月	○計画素案の作成
11月	◆地域ケア担当者会議（22日） ・計画素案の検討
12月	●第1回東秩父村介護保険運営協議会（15日） ・計画素案について
令和6年1月	○パブリックコメントの実施（1月9日から2月8日）
2月	●第2回東秩父村介護保険運営協議会（書面開催13日） ・パブリックコメントの実施結果について ・介護保険サービス見込量等について ・計画（案）について

東秩父村高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画
東秩父村成年後見制度利用促進基本計画

発行／東秩父村

発行日／令和6年3月

編集／東秩父村保健衛生課

〒355-0393 埼玉県秩父郡東秩父村大字御堂 634

電話 0493-82-1777 F A X 0493-82-1562
